

埋蔵文化財保護の手引き

平成20年4月

宮城県教育庁文化財保護課

目 次

1 . 埋蔵文化財 -----	1
【埋蔵文化財とは】 -----	1
【遺跡の特性と保護】 -----	1
《遺跡》	
《特性》	
《保護》	
【遺跡の種類と時代対象】 -----	2
《種類》	
《時代対象》	
2 . 埋蔵文化財の取扱い -----	3
【地方公共団体の任務】 -----	3
【埋蔵文化財保護規定の概略】 -----	3
【地方公共団体が取り扱う事務】 -----	5
【開発と埋蔵文化財の保護】 -----	5
《調整協議》	
《遺跡の取扱いの基本的な流れ》	
《予備調査》	
【記録保存目的の発掘調査等について】 -----	7
《発掘調査の範囲の決定》	
《発掘調査の要否の判断》	
《発掘等に関する手続き》	
【出土品の種類】 -----	9
【出土品の取扱い】 -----	9
《埋蔵物発見》	
《警察署からの提出》	
《文化財の鑑査》	
《文化財の保管》	
《文化庁・地方公共団体に関する特例》	
【所有権の帰属と譲与】 -----	10
《所有権の帰属》	
《譲与》	
3 . 事務手続きの流れ -----	11
【開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い】 -----	11
【埋蔵文化財に関する事務の流れ】 -----	12
関係資料 -----	13

1 . 埋蔵文化財

【埋蔵文化財とは】

埋蔵文化財は、文化財保護法(以下「法」という。)第 92 条第 1 項により「土地に埋蔵されている文化財」とされている。その範疇は土中に埋もれているものだけではなく、海底や湖底等水中に沈んでいるものを含むと解されている(「海底から発見されたものの取扱いに関する疑義について」昭和 35 年法制局回答)。その特徴は土中等にあるため、必ずしも一般的に存在が知られている訳ではなく、文化財が埋蔵されている土地すなわち「埋蔵文化財包蔵地」として把握されている場合でも、範囲や性格、価値等は明確でないことが多い。しかし包蔵されるものの種類や内容は豊富で、その土地の歴史や文化を明らかにしてゆく上で不可欠なものである。また、その中でより重要と判断されれば、遺跡や遺構は特別史跡や史跡等に、出土品は国宝や重要文化財等に指定されることにもなる貴重な歴史遺産である。

【遺跡の特性と保護】

《遺跡》

「埋蔵文化財包蔵地」は通常「遺跡」と呼ばれる(以下「遺跡」という。)。遺跡は主に都道府県教育委員会等によって、それぞれの管内の「遺跡地図」に登載され、周知された上で、保護や管理が図られている。しかし遺跡のすべてが把握され、遺跡地図に網羅され尽くしているというものではなく、踏査や工事等により新たに発見されたり、従来の範囲が拡大することも少なくない。したがって遺跡地図はあくまで公開された時点までに知り得た範囲内の情報であり、それは絶えず見直され、適切な修正が図られる必要がある。

《特性》

遺跡が立地するところは、なだらかな低丘陵や段丘あるいは自然堤防などが一般的である。このことは遺跡が我々の生活領域と重なる場合が多いこと、すなわち人の活動との係わりが生じやすいことを物語っている。一方で遺跡そのものは、大半が耕作等により遺物の一部がわずかに地表に現れる程度の様相を示すのみで、特に目立った形態をとらないことが多い。したがって遺跡は、人々の身近にあるにもかかわらず、不用意に見過ごされるおそれがある。加えて遺跡において埋蔵文化財は地表下数十センチ程度の比較的浅い部分に存在するのが通常であることから、土木工事等が遺跡に関係する場合は、軽微の掘削であっても破壊される可能性が高くなる。

《保護》

このように、遺跡は土木工事等によって壊されやすく、さらに一度失ったらほとんど復元することが不可能であるという性質をもつ。こうした遺跡の破壊を避けるためには、文化財保護担当者側の日頃からの注意や関係者への働きかけが不可欠であるが、土木工事関係者にあっても事前の遺跡箇所の確認を怠ってはならないことはいうまでもない。そして遺跡との係わりがあると認められた場合は、関係教育委員会の指導に基づく適切な取扱いが必要となる。

また、工事中新たに遺跡が発見されること等に関しては、文化財保護上相当困難な問題が生ずることが予想され、一方で事業者側の工事の進捗にも大きな影響を及ぼすことになるので、文化財関係者と事業者双方ともに注意しなければならない。不時発見の可能性が

ある場合としては、大規模な開発や遺跡の隣接地の工事等が想定されるので、このような状況にある事業者は、やはり関係する教育委員会から事前の指導を受けることが望ましいと考えられる。

遺跡は様々な価値をもつ文化財が長い年月土中等に保存されてきたもので、いずれもそれぞれの土地に根ざした歴史や文化を究明する上で大切な情報をもたらすものである。これを破壊行為から護り、かつ広く一般の理解と協力を得ながら、より一層の保護充実につなげてゆくためには、遺跡箇所の周知徹底を図ることは勿論、日頃からの遺跡の大切さを知らしめるための様々な普及啓蒙活動が重要といえよう。

【遺跡の種類と対象範囲】

《種類》

遺跡は性格によって分類することができる。分類基準についての具体例は「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号-別添資料)及び「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正について」(平成7年 庁保記第143号 文化庁次長通知-別添資料)のなかに詳しく示してある。

宮城県教育委員会では「宮城県遺跡地図」作成の際、これらの基準を参考に遺跡の種類を定めている。それを列挙すると、散布地、集落跡、貝塚、城柵跡、官衙跡、城館跡、都城跡(都市跡)、寺院跡、古墳、横穴墓、その他の墓(霊廟)、生産遺跡、塚、宗教遺跡、名所旧跡等となる。このうち性格や形態がより明らかな種類については、さらに細分して扱っており、例えば古墳では前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳の何れかに分け、生産遺跡では窯跡、製鉄遺跡、製塩遺跡、条里跡、水田跡、産金遺跡等、塚では経塚、十三塚、一里塚、宗教遺跡では祭祀遺跡や板碑(群)、名所旧跡では屋敷跡・庭園等として登録している。

《対象範囲と時代区分》

埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲については、「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」(平成10年 庁保記75号 文化庁次長通知-別添資料)で標準的な取扱範囲が示されており、おおむね中世までに属する遺跡は原則として対象とする、近世に属する遺跡は地域において必要なものを対象とすることができる、近現代の遺跡については地域において特に重要なものを対象とすることができる、となっている。

宮城県教育委員会ではこの取扱範囲に従い、埋蔵文化財の対象とする時代を、基本的に旧石器時代から中世までとしているが、それ以降については、上記により近世を主な対象に、地域の歴史的特性が顕著な城館跡や名所旧跡の他、陶磁器窯跡等年代考察の基本資料を出土する遺跡等各地域において重要と評価される遺跡に限定して扱っている。

時代区分については旧石器時代、縄文時代、弥生時代、古墳時代、古代、中世、近世とし、また時代によって細分が可能なものについては以下のとおり小期で示している。

縄文時代：草創期、早期、前期、中期、後期、晩期

古墳時代：前期、中期、後期

古代：奈良時代、平安時代

中世：鎌倉時代、南北朝時代、室町時代

近世：安土桃山時代、江戸時代

2 . 埋蔵文化財の取扱い

【地方公共団体の任務】

文化財保護に関する国及び地方公共団体の任務については、法第3条に「文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。」と明記されている。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条においては、地方公共団体が処理する教育委員会に係る事務の一つとして、「文化財の保護」が掲げられている。

【埋蔵文化財に関する法の概略】

遺跡の発掘や保護等埋蔵文化財の取扱い事務等に関しては、法第6章に定められている。その概略は以下のとおりである。

第92条	第1項	調査のための発掘に関する届出
	第2項	当該発掘に関する指示、禁止・停止・中止命令
第93条	第1項	土木工事等のための発掘に関する届出
	第2項	当該発掘に関する指示
第94条	第1項	国や地方公共団体、又は国もしくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下「国の機関等」という。）が行う土木工事等のための発掘に関する通知
	第2項	事業計画の策定及び実施に関する協議要請の通知
	第3項	事業計画の策定及び実施に関する協議
	第4項	事業計画の実施に関する文化財保護上必要な勧告
	第5項	事業者が各省庁の長のときの前各項事務の文部科学大臣経由
第95条	第1項	埋蔵文化財包蔵地の周知のための措置の実施義務
	第2項	前項に関する国の指導・助言等による援助
第96条	第1項	土地の所有者又は占有者による遺跡の発見に関する届出
	第2項	遺跡の現状変更に関する停止・禁止命令
	第3項	前項の停止・禁止命令に関する意見聴取
	第4項	第2項に関する命令の期限
	第5項	調査期間の延長措置
	第6項	第2・5項に関する期限の算定
	第7項	第1項の届出がなされなかった場合も可とする第2項・第5項に規定する措置
	第8項	第1項における発見遺跡の保護に関する指示
第97条	第9項	第2項の命令に関する国の損害補償
	第1項	国の機関等による遺跡の発見に関する通知
	第2項	遺跡の調査、保存等に関する協議要請の通知
	第3項	前項に係る協議
	第4項	遺跡の保護上必要な勧告

文化財保護法施行令第1条に規定

第 98 条	第 1 項	文化庁長官による調査のための発掘の施行
	第 2 項	土地の所有者等への前項必要事項に関する令書の交付
第 99 条	第 1 項	地方公共団体による調査のための発掘の施行
	第 2 項	土地所有者が国の場合の前項必要事項に関する協議
	第 3 項	第 1 項発掘に関する事業者への協力要請
	第 4 項	文化庁長官の地方公共団体に対する指導助言
	第 5 項	国の地方公共団体に対する発掘経費(一部)の補助
第 100 条	第 1 項	文化庁長官による文化財の返還又は通知
	第 2 項	都道府県等による文化財の返還又は通知
	第 3 項	警察署長による公告
第 101 条		文化財の提出
第 102 条	第 1 項	提出物の鑑査
	第 2 項	文化財の場合の通知 文化財でない場合の提出物の差戻
第 103 条		文化財返還請求に係る引渡
第 104 条	第 1 項	文化財の国庫帰属、報償金の支給
第 105 条	第 1 項	文化財の都道府県帰属、報償金の支給
	第 2 項	報償金の折半
	第 3 項	報償金の額の決定
	第 4 項	補償額の増額請求の訴え
	第 5 項	補償額の増額請求の訴えの被告
第 106 条	第 1 項	土地所有者に対する国庫帰属の文化財の譲与
	第 2 項	前項に関する金額
	第 3 項	独立行政法人国立博物館・同文化財研究所・文化財の発見地を管轄する 都道府県に対する国庫帰属文化財の譲与等
第 107 条	第 1 項	文化財の譲与
	第 2 項	前項に関する報償金の控除
第 154 条	第 1 項 第 3 号	第 92 条第 2 項の発掘の禁止又は中止命令に係る聴聞
	第 4 号	第 96 条第 2 項の調査のための停止もしくは禁止命令又は同条同条第 5 項 の命令の期間の延長に係る聴聞
第 155 条	第 1 項 第 3 号	第 98 条第 1 項に関する意見の聴取
	第 2 項	前項の聴取に係る理由の通告等
第 176 条		第 98 条第 1 項による発掘の土地が国所有地等の場合の発掘方法、着手時 期等に係る文化庁長官と関係省庁との協議
第 184 条	第 1 項 第 6 号	遺跡の発掘や発見に係る都道府県等が行うことができる事務の規定
	第 3 項	第 1 項第 6 号の事務を行う場合における第 94 条第 5 項、第 97 条第 5 項の 規定の除外
	第 4 項 第 3 号	第 96 条第 2 項の命令に係る損失補償
	第 5 項	補償額の決定
	第 6 項	補償額の増額請求の訴え
	第 7 項	補償額の増額請求の訴えの被告

【地方公共団体が取り扱う事務】

前項の事務のうち発掘に関する届出・通知の受理、指示・勧告・命令に係る事務等は、近年まで「機関委任事務」として国から都道府県に取扱いを委任されてきたが、平成 12 年の法改正により、これらの事務は都道府県が行い、さらにそのうちの法第 93 条第 1 項、同条第 2 項、第 96 条第 1 項～同条第 3 項、同条第 5 項、同条第 7 項、同条第 8 項については、自らの区域内のものに関し、指定都市の教育委員会が行う「自治事務」として権限が委譲された(法第 184 条及び文化財保護法施行令第 5 条)。また平成 17 年の文化財保護条例の改正により、自らの区域内の届出や通知の受理等の事務については、該当する市町村教育委員会が行うこととされた。

これらの事務に従来から地方公共団体が行うものとされていた事務を合わせ、簡単にまとめると、以下のとおりとなる。なお、平成 16 年度に文化財保護法の改正が行われているが、埋蔵文化財に関しては、条ずれ(57 条 92 条、57 条の 2 93 条等)による変更があったものの、内容に変わりはない(平成 17 年 4 月 1 日施行)。

地方公共団体が取り扱う主な事務一覧

条 文	事務の内容	取扱者	条 文	事務の内容	取扱者
92	発掘に関する届出受理	C	99	地方公共団体による発掘	D
	発掘に関する指示、中止命令	A		国(地権者の場合)との協議	D
93	発掘に関する届出受理	C		第 1 項発掘に係る協力要請	D
	発掘に関する指示	B	100	文化財の返還又は通知	B
94	発掘に関する通知の受理	C	101	文化財の提出受理	B
	協議要請の通知	A	102	鑑査	B
	に関する協議	A		警察署長への通知・差戻し	B
	文化財保護上の勧告	A	103	文化財の引渡し	B
95	埋蔵文化財包蔵地の周知	D	105	文化財の帰属、報償金の支給	A
96	遺跡の発見届受理	C		報償金の額の決定	A
	現状変更の停止・禁止命令	B		増額請求の受理	A
	に関する意見聴取	B		増額請求の訴えの被告	A
	調査期間の延長	B	107	文化財の譲与等	A
	命令、期間の延長	B	154	三 92 に係る聴聞	A
	遺跡保護に関する指示	B		四 96 に係る聴聞	B
97	遺跡の発見通知受理	C	184	三 96 に係る損失補償	B
	協議要請の通知	A		補償額の決定	B
	に係る協議	A		増額請求の訴えの受理	B
	遺跡保護上の勧告	A		増額請求の訴えの被告	B

A - 都道府県 B - 都道府県及び指定都市(区域内分) C - 市町村(指定都市を含む いずれも区域内分) D - すべての地方公共団体

【開発と埋蔵文化財の保護】

《調整協議》

開発事業者は、事業実施に先立って、可能な限り遺跡を避けて計画することが大切であるが、係わりが生じたとき又はその可能性があるときは、事業者は教育委員会教育長に対

して下記様式による協議書を提出し、係わりを持った埋蔵文化財の取扱いについて文化財保護行政担当者と協議することになる。その場合は遺跡箇所との係わりがやむを得ない状況であっても、工事実施による地下遺構への影響がより軽微になるよう工事箇所や工法について調整が行われる。

協議書様式

第 号 平成 年 月 日
(教育委員会経由) 宮城県教育委員会教育長 殿
住所 : 氏名 :
_____ 計画と埋蔵文化財のかかわりについて (協議)
このことについて、下記のとおり開発の基本計画を策定中ですが、開発の計画及び実施に当たり文化財保護法の趣旨及び適用借置を十分に尊重いたしたく、関係書類を添えて協議いたします。
記
1. 事業名 : _____
2. 事業実施年度 : _____
3. 事業実施予定地 : _____
4. 協議対象遺跡 : _____
5. 提出書類 計画概要書 位置図及び関係図面
6. 備考 : _____ _____ _____

このような調整協議を踏まえるのは、文化財保護側の立場から必要とするだけでなく、開発事業者側にとっても、事業を円滑に進めるための有効な手段になりうるためであり、双方共に必要なプロセスとなるからである。

《遺跡取扱いの基本的な流れ》

分布調査や現地確認及び確認調査後の遺跡の取扱いには、大きく分けて次の三つの方法がある。

遺跡保存のため、極力事業区域から除外する（地区除外）。

やむを得ず事業区域内に含めるが、その場合区域内で遺跡に影響を及ぼさないような工法に変更し、保存を図る（現状保存）。

発掘調査を実施して記録を残す（記録保存）。

なお、遺跡の取扱いに係わる基本的な流れは「3. 事務手続きの流れ」の「開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い」に示すとおりである。

《予備調査》

開発事業者との調整協議にあたっては、工事の施工範囲や掘削の深さ等の如何によって遺跡との係わりが大きく左右されるため、あらかじめ遺跡の内容や範囲・遺構面までの深さ等を把握しておく必要がある。そのため遺跡の状況確認に有効な以下の予備調査を行う場合が多い。

ア 分布調査

踏査することによって遺物の散布状況、地形の特徴等を把握する方法で、掘削を伴わない調査である。

イ 試掘調査

地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査である。

ウ 確認調査

遺跡の範囲・深さ・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査である。

【記録保存目的の発掘調査等について】

《発掘調査の範囲の決定》

開発事業に係る遺跡に対して、調整協議の結果、現状保存ができなくなった場合には、記録保存のための発掘調査（以下「発掘調査」という。）その他の措置を執らなければならない。またその場合には、発掘調査の対象範囲や工事内容による発掘調査等の要否の判断に関する基本的な考え方が必要となる。

発掘調査の範囲の決定については、文化庁が次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」（前掲）のなかで以下の指導を行っているので、基本的にはその指導に基づいて取り扱っている。

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

1. 遺構の所在する場所にあつては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味合いを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。

また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。

遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。

2. 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域

を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。

ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。

3．規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・木樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

《発掘調査の要否の判断》

また工事内容に対する発掘調査等の要否の判断については、基本的な取扱いとして文化庁が作成したもの（次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」-前掲）がある。宮城県では、この指導を踏まえて「宮城県発掘調査基準」（関係資料編）を作成した。

この基準では、発掘調査が必要な場合として 工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合、掘削が及ばなくとも、工事により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合、恒久的な工作物の設置により、埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合の三つを定めている。このうち については、設置することによって、遺跡からの情報を得ることが恒久的に困難となるような工作物の種類及び取扱いを、当該基準の一覧表に示している。

また発掘調査を要しない場合として、工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、念のため現地で状況確認する必要があるときは、市町村文化財担当者による「工事立会」とし、工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画され、発掘調査や工事立会の必要がないと判断された場合は、事業者が遺跡に配慮し注意して工事を行う「慎重工事」とすること等を定めている。

《発掘等に関する事務手続き》

上記による発掘調査や工事立会、慎重工事等の取扱いが決定された後は、事業者は法第93条第1項の規定による届〔宮城県埋蔵文化財事務取扱要領(関係資料編。以下「要領」という。)に示す第2号様式〕を県教育委員会に提出しなければならない(指定都市区域分を除く)。但し事業者が国の機関等(前掲)の場合は、届出ではなく、法第94条第1項の規定による通知(要領-第4号様式)を県教育委員会に通知しなければならない。

なお、上記の届出や通知が提出された後は、本県では通常市町村の教育委員会が発掘調査を行っているが、大学やそれ以外の組織が行う場合は、上記の手続きの後、発掘調査主体者等が法第92条の規定による発掘調査のための届出(要領-第1号様式)を県教育委員会あて提出する必要がある。

この他事業に係る事前の手続きとは別に、工事中などに新たな遺跡が発見されることがある。このときは法の規定による遺跡発見の手続きをとることが求められる。その場合法第96条第1項の規定による届(要領-第3号様式)を県教育委員会に提出することになる(指定都市区域分を除く)が、事業者が国の機関等であるときは、法第97条第1項の規定に基づいて手続きを行うことになる(要領-第5号様式)。

【出土品の種類】

出土品とは発掘調査等によって出土したものを指し、出土した土地の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない大切な歴史的遺産である。出土品にはおおよそ以下の種類がある。

人の遺体又はその一部・人自体の痕跡等

人骨・糞石・足跡等

道具

土器・陶磁器・石器・金属器・木器・骨角器等

道具等製作時の副産物

未製品・石核・石材チップ・木材削りかす・製鉄遺跡の鉄滓等

遺構を構成する素材

製造・加工品：古墳の石室材・石垣の石材・木材(炭化材)・瓦・磚等

未加工品：配石遺構の自然石・古墳の葺石・焼土・焼石等

原料等

道具等の原材料：石器の原石・金属鉱石・粘土塊・アスファルト等

燃料：木炭等

家畜・食料等

家畜・栽培植物：イヌ・ウマの遺体等

食べかす：貝殻・種子・動物骨等

自然（環境）物

土壌・花粉・動植物遺体等

この種類は、文化庁 埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会報告「出土品の取扱いについて《出土品の種類・分類例》」（平成9年2月）を参考

こうした出土品は、発掘調査等において「1. 埋蔵文化財」の「遺跡の種類と対象範囲」で示した時代のものを対象に取り上げ、保管、管理、活用を行っているものである。なお、出土品の採取にあたっては、 はすべてを対象とするが、 の一部については、状況に応じて選択的に取り扱っている。

【出土品の取扱い】

《埋蔵物発見》

発掘調査により埋蔵物を発見し、埋蔵文化財として取り上げたとき（偶然に発見した場合も含む）は、それを法第108条及び遺失物法第4条第1項の規定により、発掘担当者もしくは発見者はそれを所轄警察署に差し出さなければならない。差出は法第108条及び遺失物法第9条との関連から、譲与等の権利を失わないため、発見の日から7日以内に行うよう注意しなければならない。

ただし、差し出すに当たっては、出土品が毀損又は混ごうのおそれ等、保存上もしくは学術的整理研究上、現物の差出に支障があったり、量的に嵩む場合が多いといった特性をもつことから、「要領」第4の規定により通常は埋蔵物発見届（要領 - 第6号様式）の提出をもって便宜の取扱いとしている。

《警察署からの提出》

埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、法第101条

の規定により所有者が判明する場合を除き、これを都道府県教育委員会（地方自治法における指定都市もしくは中核市にあっては当該教育委員会）に提出しなければならない。

ただし、実際には前項但し書の理由から実物の提出は行わず、警察署長は埋蔵文化財提出書に代える便宜の手續に拠っている。

《文化財の鑑査》

提出された物件について都道府県教育委員会（指定都市・中核市を含む）は、法第 102 条第 1 項の規定により鑑査を行い、これを文化財と認定したときは、そのことを警察署長に通知し、文化財と認められないときは、同条第 2 項の規定によりこれを警察署長に差し戻さなければならないこととされている。

《文化財の保管》

提出された物件のうち、下記《所有権の帰属》に言う法第 105 条の規定により所有権が都道府県に帰属する文化財で、都道府県教育委員会が発見したもの以外、即ち市町村教育委員会や大学等の調査組織等が発見した場合にあっては、報告書作成のための文化財の分類・整理等の必要上、都道府県教育委員会に代わって埋蔵文化財を保管することになるのが通常である。その際、発見者は埋蔵文化財保管証（要領 - 第 7 号様式）を都道府県教育委員会あて提出しなければならない。

《文化庁・地方公共団体に関する特例》

文化庁長官及び都道府県・指定都市・中核市の教育委員会が行った発掘調査による埋蔵物の発見については、法第 100 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、所有者が判明している場合は、所有者に返還し、それ以外は警察署長への差出を行う代わりに文化財発見の通知をすることをもって足りるとされている。

【所有権の帰属と譲与】

《所有権の帰属》

出土文化財の所有権は、法第 104 条及び 105 条の規定により、国の機関（独立行政法人国立博物館もしくは独立行政法人文化財研究所を含む）が調査のための発掘により発見したものは国庫に帰属し、その他のものは発見された土地を管轄する都道府県に帰属するとされる。

ただしその場合、遺失物法との関係上、警察署による公告の後、所有者不明のまま半年を経過したものについて対象とする。

《譲与》

所有権が都道府県に帰属した出土文化財については、宮城県文化財保護条例第 31 条の規定により、文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除き、文化財の発見された土地を管轄する市町村等教育委員会その他で県教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請（要領 - 第 8 号様式）に基づき、当該文化財を譲与することができるものとしている。

各市町村においては、文化財の保護行政を進めてゆくにあたって、何よりも身近な地域住民からの理解と協力を得ることが不可欠である。そのためには、発見地の市町村に対して出土文化財の譲与がなされるとともに、その積極的な活用が行われ、文化財に対する一層の理解を得ることが重要であるといえよう。

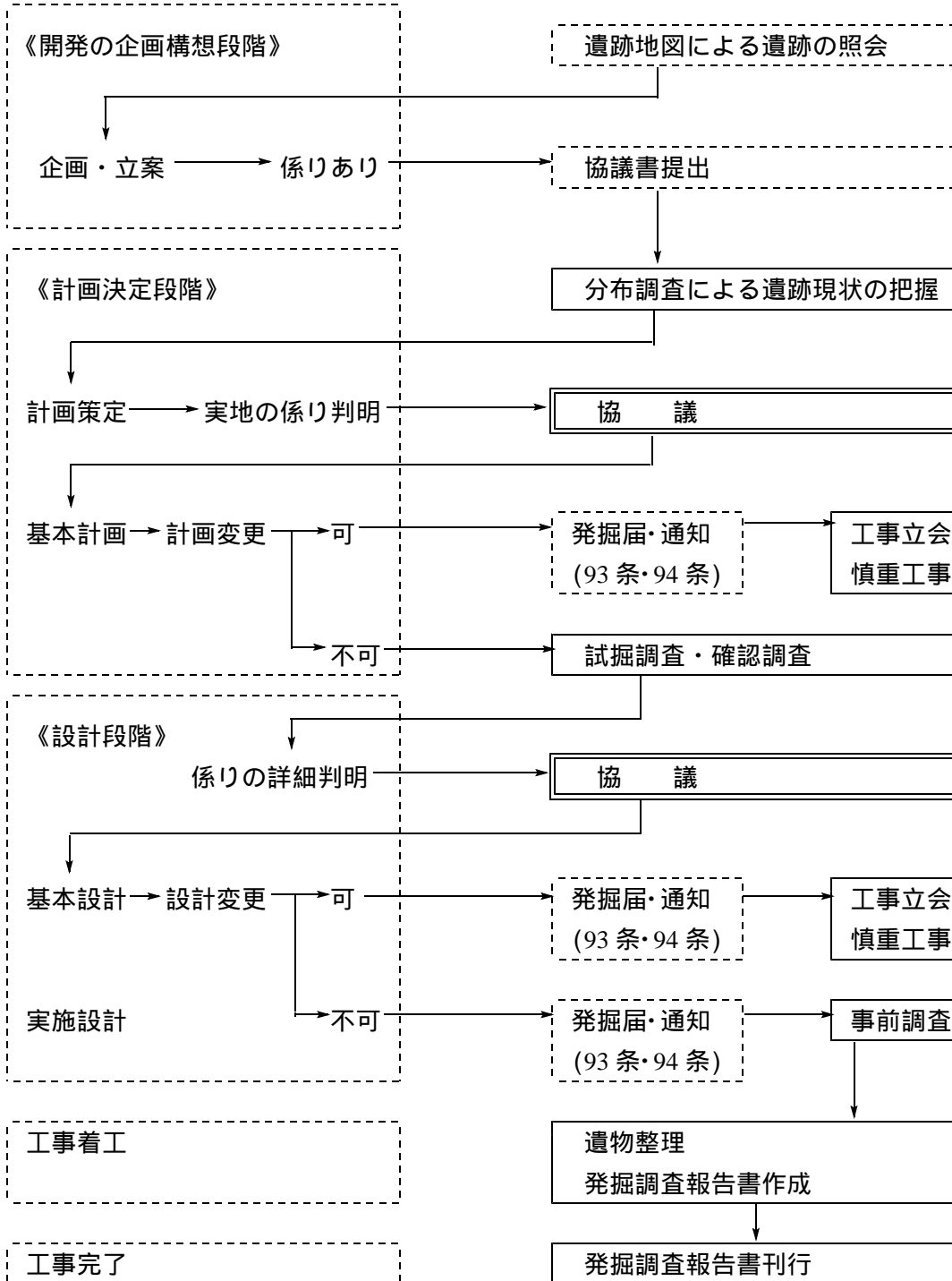
3. 事務手続きの流れ

【開発事業に係る埋蔵文化財の取扱い】

開発事業に係る埋蔵文化財の取扱いの流れは以下のとおりとなる。

〔事業推進の各段階〕

〔埋蔵文化財取扱いの流れ〕



凡例

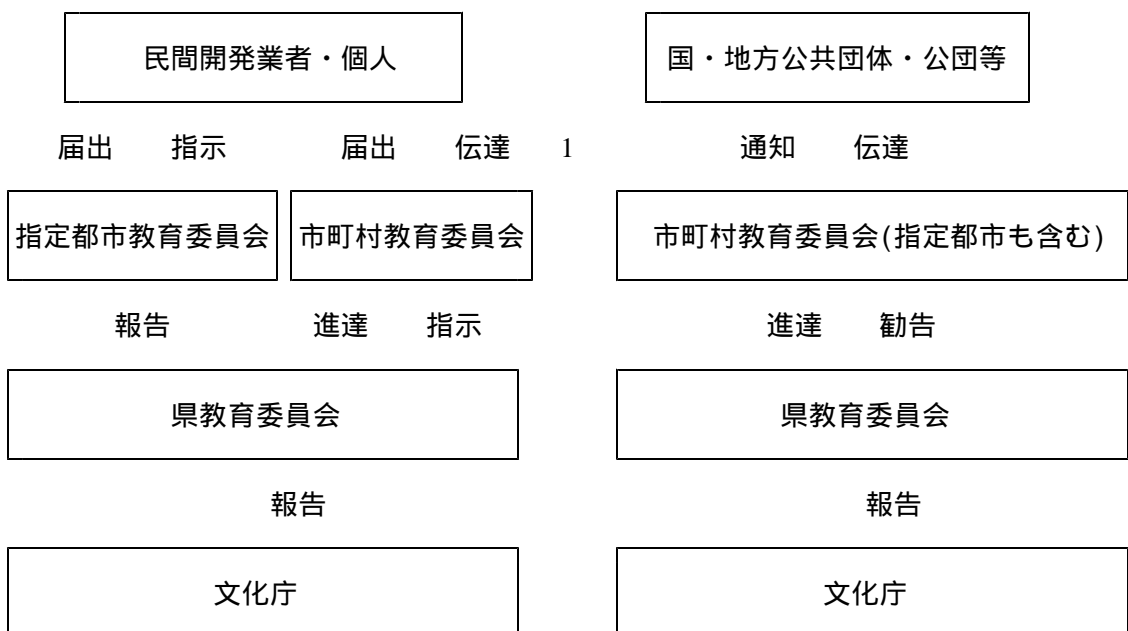
文化財担当者
 事業者
 両者

【埋蔵文化財に関する事務の流れ】

埋蔵文化財に関する各手続きの流れは以下のとおりである。

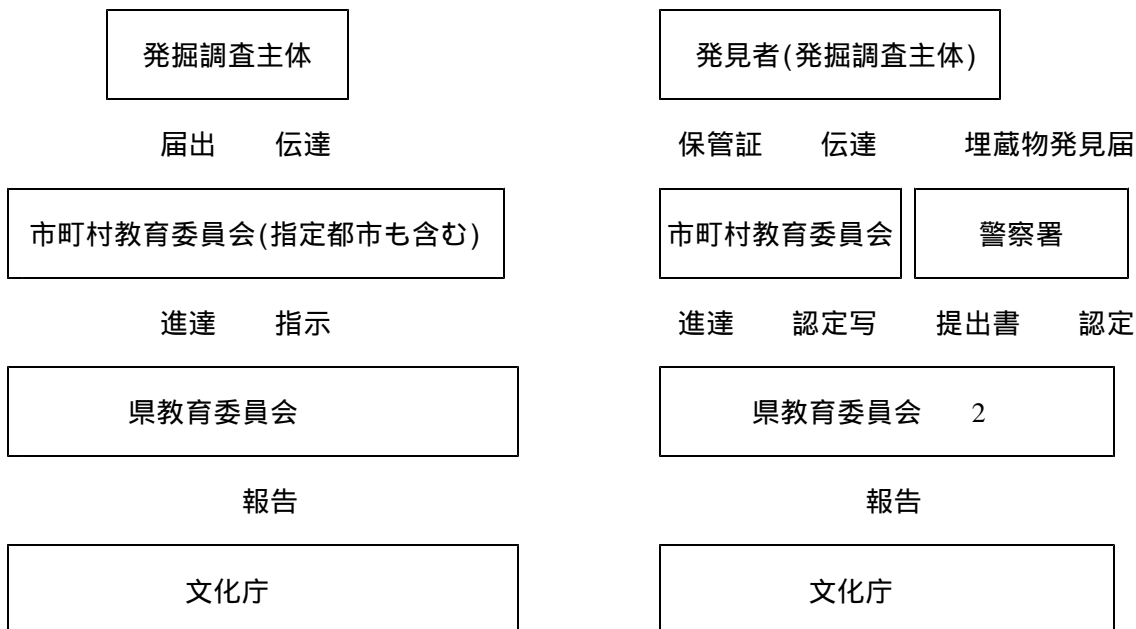
(93条、96条に基づく届出)

(94条、97条に基づく通知)



(92条に基づく届出)

(出土品の鑑査の手続き)



1 発掘地が指定都市区域の場合は、その他は の流れになる

2 発見地が指定都市区域の場合は当該事務を指定都市教育委員会が行う。その場合、指定都市教育委員会は認定結果の報告を都道府県教育委員会に対して行う。

関係資料

関係資料目次

1 . 法律、政令、国の規則・基準 -----	14
文化財保護法(昭和 25 年 5 月 23 日法律第 214 号)(抄) -----	14
文化財保護法施行令昭和 50 年 9 月 9 日政令第 267 号)(抄) -----	19
埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則 (昭和 29 年 6 月 29 日文化財保護委員会規則第 5 号)(抄) -----	20
国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物 指定基準(昭和 26 年 5 月 10 日文化財保護委員会告示第 2 号)(抄) -----	22
特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正について (平成 7 年 3 月 6 日 庁保記第 143 号) -----	22
地方自治法(昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号)(抄) -----	23
地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号)(抄) -----	24
遺失物法(明治 32 年 3 月 24 日法律第 87 号)(抄) -----	24
2 . 条例、県の規則・要領・基準 -----	25
文化財保護条例(昭和 50 年 12 月 25 日条例第 49 号)(抄) -----	25
文化財保護条例施行規則(昭和 51 年 1 月 30 日教育委員会規則第 5 号)(抄) -----	26
宮城県埋蔵文化財事務取扱要領(平成 17 年 3 月 日) -----	27
宮城県発掘調査基準(平成 13 年 4 月 4 日) -----	43
3 . 文化庁通知 -----	45
出土品の取扱いについて(平成 9 年 8 月 13 日 庁保記第 182 号) -----	45
埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について (平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号) -----	50
埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について (平成 12 年 11 月 17 日 庁保記第 236 号) -----	58
埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について (平成 15 年 1 月 20 日 14 財記念第 107 号) -----	60

1. 法律、政令、国の規則・基準

文化財保護法（抄）

（昭和二十五年五月三十日法律第四号）

（最終改正 平成一六年五月二八日法律第六一号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚^{りょう}、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2～3 〔略〕

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 削除

第三章～第五章〔略〕

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として

周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

- 2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第九十五条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

- 2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第九十六条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えることができない。
- 3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。
- 5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。
- 6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。
- 7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。
- 8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。
- 9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第九十七条 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅

滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第九十八条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条(同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。)及び第四十一条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、教育委員会は、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、関係各省各庁の長その他の国の機関と協議しなければならない。

3 地方公共団体は、第一項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

4 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

5 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第一百条 第九十八条第一項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(明治三十二年法律第八十七号)第十三条で準用する同法第一条第一項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第十三条において準用する同法第一条第二項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第一百一条 遺失物法第十三条で準用する同法第一条第一項の規定により、埋蔵物として差し出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第一百三条 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第百四条 第百条第一項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（国の機関又は独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の二分の一に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

（都道府県帰属及び報償金）

第百五条 第百条第二項に規定する文化財又は第百二条第二項に規定する文化財（前条第一項に規定するものを除く。）で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第一項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

5 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

（譲与等）

第百六条 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百四条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第百四条第一項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立博物館若しくは独立行政法人文化財研究所又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第百七条 都道府県の教育委員会は、第百五条第一項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第百五条に規定する報償金の額から控除するものとする。

（遺失物法の適用）

第百八条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法第十三条の規定の適用があるものとする。

第七章～第十一章〔略〕

第十二章 補則

第一節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

（聴聞の特例）

第百五十四条 文化庁長官（第百八十四条第一項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一～二 〔略〕

三 第九十二条第二項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第九十六条第二項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第五項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 〔略〕

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第四十三条第四項（第百二十五条第三項で準用する場合を含む。）若しくは第五十三条第四項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の十日前までに、行政手続法第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなげ

ればならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第百五十五条～第百八十一条 〔略〕

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

第百八十三条 〔略〕

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第二百一十一条第二項(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第二百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第一百八条、第一百二十条、第一百二十九条第二項、第七十二条第五項及び第七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

三 第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。)の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条(第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第五十五条、第三十条(第七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項(第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行
第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令
同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 〔略〕

第八十五条～第八十七条 〔略〕

(書類等の経由)

第八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に關し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

第九十条～第九十二条 〔略〕

第七章 罰則

(刑罰)

第九十三条～第九十六条 〔略〕

第九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 〔略〕

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

第九十八条～第九十九条 〔略〕

(行政罰)

第二百条～第二百一条 〔略〕

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一～五 〔略〕

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 〔略〕

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 〔略〕

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第八十条及び第一百九条第二項(第三百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第八十条及び第二百十条(第三百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十条、第一百八条及び第二百十条(これらの規定を第三百三十三条で準用する場合を含む。))並びに第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十四条(第八十条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第四十三条の二第一項、第六十一条若しくは第六十二条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第六十四条第一項(第九十条第三項及び第三百三十三条で準用する場合を含む。)、第六十五条第一項(第九十条第三項で準用する場合を含む。)、第七十三条、第八十一条第一項、第八十四条第一項本文、第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百五十五条第二項(第二百十条、第三百三十三条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第二百二十七条第一項、第三十六条又は第三十九条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 〔略〕

文化財保護法施行令(抄)

(昭和五十年九月九日政令第二百六十七号)

(最終改正 平成一六年五月二六日第一八一号)

(法第九十四条第一項の政令で定める法人)

第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、核燃料サイクル 開発機構、環境事業団、関西国際空港株式会社、九州旅客鉄道株式会社、金属鉱業事業団、港務局、雇用・能力開発機構、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路公団、新東京国際空港公団、石油公団、地域振興整備公団、地方住宅供給公社、地方道路公社、中小企業総合事業団、帝都高速度交通営団、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所、都市基盤整備公団、土地開発公社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本原子力研究所、日本電信電話株式会社、日本道路公団、日本放送協会、日本郵政公社、年金資金運用基金、阪神高速道路公団、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡橋公団、労働福祉事業団及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。

第二条～第四条 〔略〕

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一～四 〔略〕

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3～7 〔略〕

第六条～第七条 〔略〕

埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則

（昭和二十九年六月二十九日文化財保護委員会規則第五号）

（最終改正 平成一七年三月二八日文部科学省令第一一〇号）

（発掘調査の場合の届出書の記載事項及び添附書類）

第一条 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第九十二条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘予定地の所在及び地番
- 二 発掘予定地の面積
- 三 発掘予定地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
- 四 発掘調査の目的
- 五 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
- 六 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 七 発掘着手の予定時期
- 八 発掘終了の予定時期

- 九 出土品の処置に関する希望
- 十 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
 - 二 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
 - 三 発掘予定地の所有者の承諾書
 - 四 発掘予定地につき権原に基づく占有者がいるときは、その承諾書
 - 五 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂鉱等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書
- 一部改正〔昭和五〇年文令三三号・平成一二年八号〕
- （土木工事等による発掘の場合の届出書の記載事項及び添付書類）
- 第二条 法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による発掘届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
 - 二 土木工事等をしようとする土地の面積
 - 三 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
 - 四 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
 - 五 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
 - 六 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
 - 七 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
 - 八 当該土木工事等の着手の予定時期
 - 九 当該土木工事等の終了の予定時期
 - 十 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。
- 一部改正〔昭和五〇年文令三三号・平成一二年八号〕
- （事前の届出を要しない場合等）
- 第三条 法第九十二条第一項ただし書（法第九十三条第一項で準用する場合を含む。）の文部省令の定める場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 当該発掘に関し、法第二百五条第一項の規定により現状変更等の許可の申請をした場合
 - 二 非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合
- 2 前項第二号に掲げる場合においては、当該発掘を行つた者は、発掘終了後遅滞なく、法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては第一条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第一項第五号の規定により法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県の教育委員会が行う場合には、当該都道府県の教育委員会）に、法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定により届出をすべき場合にあつては前条第一項各号に掲げる事項を文化庁長官（法第八十四条第一項第六号及び令第五条第二項の規定により法第九十三条第一項で準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理を都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は指定都市の教育委員会）に届け出なければならない。
- 一部改正〔昭和四三年文令三一号・平成一二年八号〕
- （遺跡発見の場合の届出書の記載事項及び添付書類）
- 第四条 法第九十六条第一項の規定による届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 遺跡の種類
 - 二 遺跡の所在及び地番
 - 三 遺跡の所在する土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 四 遺跡の所在する土地の占有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 五 遺跡の発見年月日
 - 六 遺跡を発見するに至った事情
 - 七 遺跡の現状
 - 八 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
 - 九 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
 - 十 遺跡の保護のため執つた、又は執ろうとする措置
 - 十一 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面を添えなければならない。
追加〔昭和五〇年文令三三三号〕、一部改正〔平成一二年文令八号〕

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抄）

（昭和二十六年五月十日文化財保護委員会告示第二号）

（最終沿革 平成八年二月九日文部省告示第六号）

国宝及び重要文化財指定基準、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準並びに助成の措置を講ずべき無形文化財の選定基準を次のように定める。

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

史 跡

左に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のため欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において学術上価値あるもの

- 一 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 二 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 三 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 四 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術、文化に関する遺跡
- 五 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 六 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 七 墳墓及び碑
- 八 旧宅・園池その他特に由緒のある地域の類
- 九 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの
名勝～特別天然記念物 〔略〕

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準の一部改正について

（平成七年三月六日 庁保記第一四三号）

（各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知）

このたび、別記のとおり、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和二六年文化財保護委員会告示第二号）の一部が改正され、平成七年三月六日付けで官報告示されました。今回の改正は、平成七年一月二〇日に取りまとめられた「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告（記念物分科会関係）」を踏まえたものです。今後、国の史跡指定は、改正後の指定基準に基づき行われることとなりますので、事務処理に遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

おって、このことについて、管下市（区）町村教育委員会に対してもその趣旨の徹底方よろしく願います。
別記（省略）

参考

指定基準の各号に含まれる遺跡の例示

号	例示
一	貝塚、集落跡（遺物包含地、住居跡等を含む。）古墳、墓地など
二	都城跡：都城、宮殿、官衙など 国郡庁跡：太宰府、国府、国衙、国庁、郡家など 城跡：城柵、城館、城郭、防塁、要塞など 官公庁：官庁、議事堂、裁判所、地方自治体の庁舎など 戦跡：古戦場、戦災跡など その他政治に関する遺跡：領事館など外交に関する遺跡、政治活動・事象に関する遺跡
三	社寺の跡：寺・神社の堂宇・境域又はその遺跡 旧境内地：現存する社寺の本来の境域 その他祭祀信仰に関する遺跡：経塚、磨崖仏、供養塔、石仏、霊場、祭祀遺跡、道場、教会、修道院など
四	学校：聖廟、藩学、郷学、私塾、国公立学校など 研究施設：文庫、編纂所、研究所、試験所、実験場など 文化施設：博物館、美術館、劇場など その他教育・学術・文化に関する遺跡：新聞社、放送局、出版社、図書館、スポーツ施設など
五	医療・福祉施設：薬園、療養所、病院、慈善施設など 生活関連施設：上下水道、公園、集合住宅など その他社会・生活に関する遺跡：娯楽施設、観光施設、災害跡、社会運動に関する遺跡など
六	交通・通信施設 ：関・宿場、一里塚、並木街道、道路、鉄道、運河、港湾、灯台、烽火台、郵便・電話・電話施設など 治山治水施設：堤防、ダムなど 生産施設：窯跡、製塩遺跡、製鉄遺跡、鉱山、工房、工場、糸里跡、荘園跡など その他経済・生産活動に関する遺跡 ：会所・商館、市場、金融機関、倉庫、発電所、疎水、恐慌その他の経済的な変動・事象に関する遺跡など
七	墳墓：墓、大名家その他著名な人物の墓所など 碑：古碑、記念碑など
八	旧宅：著名な人物の生家・居宅など 園池：庭園、公園 その他特に由緒のある地域の類：歌枕、著名な伝説・伝承地、井泉、樹石など
九	外国及び外国人に関する遺跡：我が国における外国人の活動に関する遺跡など

地方自治法（抄）

（昭和二十二年四月十七日法律第六十七号）

（最終改正 平成一二年六月七日法律第一一一号）

第一編

第一条～第一条の三〔略〕

第二条【地方公共団体の法人格、事務、地方自治行政の基本原則】 地方公共団体は、法人とする。

普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。ただし、第五項に規定する事務のうち、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものについては、当該市町村の規模及び能力に応じて、これを処理することができる。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、第二項の事務で、広域にわたるもの、市町村に関す

る連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない認められるものを処理するものとする。

都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当つては、相互に競合しないようにしなければならない。

特別地方公共団体は、この法律の定めるところにより、その事務を処理する。

この法律において「自治事務」とは、地方公共団体が処理する事務のうち、法定受託事務以外のものをいう。

この法律において「法定受託事務」とは、次に掲げる事務をいう。

一 法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであつて、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第一号法定受託事務」という。）

二 法律又はこれに基づく政令により市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであつて、都道府県においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの（以下「第二号法定受託事務」という。）

この法律又はこれに基づく政令に規定するもののほか、法律に定める法定受託事務は第一号法定受託事務にあつては別表第1の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に、第二号法定受託事務にあつては別表第二の上欄に掲げる法律についてそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりであり、政令に定める法定受託事務はこの法律に基づく政令に示すとおりである。

第三条～第四条の二〔略〕

第二編～第四編〔略〕

（別表省略）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号）

（改正 平成十一年一月二日法律第一六〇号）

第一章 総則

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

第二章〔略〕

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

（教育委員会の職務権限）

第二十三条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

一～十三〔略〕

十四 文化財の保護に関すること。

十五～十九〔略〕

第二十四条～第二十九条〔略〕

第四章～第六章〔略〕

遺失物法（抄）

（平成十八年六月十五日法律第七十三号）

第一章〔略〕

第二章 取得者の義務及び警察署長等の措置

第一節 取得者の義務

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

第五～四十四条〔略〕

2. 条例、県の規則・要領・基準

文化財保護条例（抄）

（昭和五〇年一月二五日宮城県条例第四九号）
（最終改正 平成一七年三月二五日宮城県条例第一五号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。）第八十二条第二項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するもののうち重要なものの保存及び活用を図るため必要な措置を講ずるとともに、法の施行に関し必要な事項を定め、もつて県民の文化の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及び学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景勝地で県民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

第二章～第四章〔略〕

第五章 埋蔵文化財

（報償金）

第三十条 法第五十五条第一項後段の規定による報償金の支給及び同条第三項の規定による報償金の額の決定に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（譲与等）

第三十一条 教育委員会は、法第五十五条第一項前段の規定により県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地を管轄する市町村その他教育委員会が適当と認める団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第六章～第九章〔略〕

第十章 雑則

（申請等の受理等の特例）

第五十一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第一項の規定により、別表第一号の表の上欄に掲げる教育委員会への申請等はそれぞれ同表の下欄に掲げる市町村が受理することとし、別表第二号の表の上欄に掲げる教育委員会の処分等はそれぞれ同表の下欄に掲げる市町村が伝達することとする。

第五十二条〔略〕

別表（第五十一条関係）

一 市町村が受理する申請等の範囲等

申 請 等	市 町 村
一 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの イ 法第九十二条第一項の規定による届出 ロ 法第九十四条第一項及び第三項の規定による通知等 ハ 法第九十七条第一項及び第三項の規定による通知等 ニ 〔略〕	各市町村
二 法に基づく申請等のうち、次に掲げるもの イ～ロ 〔略〕 ハ 法第九十三条第一項の規定による届出 ニ 法第九十六条第一項の規定による届出	各市町村（仙台市を除く。）
三 法第百八十八条第一項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出	各市町村
四 〔略〕	〔略〕

二 市町村が伝達する処分等の範囲等

処 分 等	市 町 村
一 法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの イ～ハ 〔略〕 ホ 法第九十二条第二項の規定による指示等 ヘ 法第九十四条第二項及び第三項の規定による通知等 ト 法第九十七条第二項及び第三項の規定による通知等 チ～リ 〔略〕	各市町村
二 法に基づく処分等のうち、次に掲げるもの イ～ハ 〔略〕 ニ 法第九十三条第二項の規定による指示 ホ 法第九十六条第二項、第五項、第七項の規定による命令等	各市町村（仙台市を除く。）
三 法第百八十八条第三項の規定による文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知	各市町村
四 〔略〕	〔略〕

文化財保護条例施行規則（抄）

（昭和五一年一月三〇日宮城県教育委員会規則第五号）

（最終改正 平成一七年三月三一日宮城県教育委員会規則第五〇号）

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、文化財保護条例(昭和五十年宮城県条例第四十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章～第四章〔略〕

第五章 埋蔵文化財

(報償金の額を決定するための埋蔵文化財の価格の決定)

第二十五条 条例第三十条の規定による報償金の額を決定するため、埋蔵文化財の価格を決定しようとするときは、埋蔵文化財価格評価員(以下「評価員」という。)の意見をきかなければならない。

(評価員の職務)

第二十六条 評価員は、独立して前条の埋蔵文化財の価格を評価する。

2 前条の評価は、原則として文書によるものとし、口頭による場合は、これを記録しなければならない。

(評価員の資格)

第二十七条 評価員は、学識経験者であつて、評価すべき物件について、直接利害関係のないものの中から、物件ごとに二人以上を、必要のつど教育長が委嘱する。

第六章～第九章〔略〕

宮城県埋蔵文化財事務取扱要領

(平成 17 年 3 月 31 日 文第 433 号 宮城県教育委員会教育長通知)

(改正 平成 19 年 12 月 20 日 文第 1580 号 宮城県教育委員会教育長通知)

(趣旨)

第 1 この要領は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。)及び文化財保護条例(昭和 50 年条例第 49 号。以下「条例」という。)に基づく埋蔵文化財に関する事務を円滑に処理するために必要な事項を定めるものとする。

(発掘・遺跡発見等に係る届出)

第 2 法第 92 条第 1 項の規定による届出は、第 1 号様式により行うものとする。

2 法第 93 条第 1 項の規定による届出は、第 2 号様式により行うものとする。

3 法第 96 条第 1 項の規定による届出は、第 3 号様式により行うものとする。

(国の機関等が行う発掘・遺跡発見等に係る通知)

第 3 法第 94 条第 1 項の規定による通知は、第 4 号様式により行うものとする。

2 法第 97 条第 1 項の規定による通知は、第 5 号様式により行うものとする。

(埋蔵物発見届の提出)

第 4 発掘調査等により遺失物法(平成 18 年法律第 73 号。)の適用がある埋蔵物を発見した者は、これを当該埋蔵物が発見された土地を管轄する警察署長に提出しなければならない。ただし、埋蔵物の保存上又は学術的な分類整理上、埋蔵物の提出に支障があるときは、第 6 号様式による埋蔵物発見届の提出をもって埋蔵物の提出に代えることができる。

(鑑査の結果の通知)

第 5 宮城県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)は、法第 102 条第 2 項の規定により、鑑査した物件を文化財と認めた旨を警察署長に通知するときは、併せて当該物件が発見された土地を管轄する市町村教育委員会に通知するものとする。

(埋蔵文化財保管証の提出)

第 6 法第 102 条第 1 項の鑑査により文化財と認められた物件は、学術的な分類整理のため必要があるときは、発掘者又は発見者が一時保管するものとする。

2 発掘者又は発見者は、前項の文化財を保管するときは、第 7 号様式による埋蔵文化財保管証を県教育委員会に提出するものとする。

(譲与)

第 7 法第 107 条又は条例第 31 条の規定により文化財の譲与を受けようとする者は、第 8 号様式による出土文化財譲与申請書を県教育委員会に提出するものとする。

附 則 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 関係）

第 年 月 日 号

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘調査の届出について

埋蔵文化財について発掘調査を実施したいので、文化財保護法第 92 条第 1 項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 発掘予定地の所在及び地番
- 2 発掘予定地の面積
- 3 発掘予定地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 4 発掘調査の目的
- 5 発掘調査の主体となる者の氏名及び住所（国若しくは地方公共団体の機関又は法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 6 発掘担当者の氏名、住所及び経歴
- 7 発掘着手の予定時期
- 8 発掘終了の予定時期
- 9 出土品の処理に関する希望
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

- 1 発掘予定地及びその付近の地図（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の場合は、当該地図に埋蔵文化財包蔵地の概略の範囲を記入したもの）
- 2 発掘担当者が発掘調査の主体となる者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 3 発掘予定地の所有者の承諾書
- 4 発掘予定地につき権原に基づく占有者があるときは、その承諾書
- 5 発掘予定地の区域において、石灰石、ドロマイト、耐火粘土、砂礫等地表に近い部分に存する鉱物につき鉱業権が設定されているときは、当該鉱業権者の承諾書

(第1号様式別記)

別記

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等：		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
4 調査の目的	a 学術調査() b 遺跡整備 c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物() 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業() その他開発()		
	備考：		
5 調査主体	氏名：		
	住所		
6 発掘担当者	氏名：		
	住所：		
	経歴：		
7 着手予定時期	年 月 日	8 終了予定時期	年 月 日
9 出土品の処理			
10 参考事項			

〔注意事項〕遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代、調査の目的及び調査の契機欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

第2号様式（第2関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の届出について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第93条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称、代表者の氏名及び所在地）
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第2号様式別記)
別記

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業() その他開発() 遺跡整備		
	工事の概要		
6 工事の主体	氏名：		
	住所		
7 施行責任者	氏名：		
	住所：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

第3号様式（第2関係）

第 年 月 日 号

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の届出について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第96条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり届け出ます。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第3号様式別記)
別記

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()
2 所在地	
3 土地所有者	氏名等： ----- 住 所：
4 土地占有者	氏名等： ----- 住 所：
5 発見年月日	
6 発見の事情	土木工事中() 分布調査 試掘調査 その他()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
8 現状の変更	時期： 年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 理由：
9 出土品	(種類・形状・数に記入量)
10 保護措置	
11 参考事項	

〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は()内

第4号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第94条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概略
- 6 当該土木工事等の主体となる国の機関等の名称、代表者の氏名及び所在地
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第4号様式別記)
別記

1 所在地			
2 面積			
3 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
5 工事の目的	道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物() 宅地造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業() その他開発() 遺跡整備		
	工事の概要		
6 工事の主体	機関名：		
	住所		
7 施行責任者	氏名：		
	住所：		
8 着手予定時期	年 月 日	9 終了予定時期	年 月 日
10 参考事項			

〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

第5号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

遺跡発見の通知について

遺跡と認められるものを発見したので、文化財保護法第97条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 遺跡の種類
- 2 遺跡の所在及び地番
- 3 遺跡の所在する土地の所有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 4 遺跡の所在する土地の占有者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び所在地）
- 5 遺跡の発見年月日
- 6 遺跡を発見するに至った事情
- 7 遺跡の現状
- 8 遺跡の現状を変更する必要があるときは、その時期及び理由
- 9 出土品のあるときは、その種類、形状及び数量
- 10 遺跡の保護のため執った、又は執ろうとする措置
- 11 その他参考となるべき事項

【添付書類】

遺跡が発見された土地及びその付近の地図並びに土木工事等により遺跡の現状を変更する必要があるときは、当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

(第5号様式別記)
別記

1 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴 墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()
2 所在地	
3 土地所有者	氏名等： ----- 住 所：
4 土地占有者	氏名等： ----- 住 所：
5 発見年月日	
6 発見の事情	土木工事中() 分布調査 試掘調査 その他()
7 遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()
8 現状の変更	時期： 年 月 日 ~ 年 月 日 ----- 理由：
9 出土品	(種類・形状・数量)
10 保護措置	
11 参考事項	

〔注意事項〕 遺跡の種類、遺跡の時代、発見の事情及び遺跡の現状欄は、該当項目を で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

第6号様式（第4関係）

第 年 月 日
号

管轄警察署長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵物発見届

下記の埋蔵物件を遺失物法第4条第1項の規定により届け出ます。

記

物 件 の 名 称	数 量	物 件 の 名 称	数 量
	平箱 箱		
発見者の住所、職業及び氏名	(調査主体者)		
発見した土地又は家屋などの所有者の住所、職業及び氏名			
発見の年月日	年 月 日 (調査最終日)		
発見の場所	(遺跡)		
発見した土地又は家屋などの所有権を取得した年月日			
発見の原因	に伴う発掘調査		
備 考			

第7号様式（第6関係）

第 号
年 月 日

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

埋蔵文化財保管証

別記により発見した埋蔵文化財を、下記により（ ）の負担において貴教育委員会の指示のあるまで責任をもって保管します。

記

埋蔵文化財の名称及び数量	
発見の場所及び年月日	
発掘者及び発掘担当者 (又は発見者)	
保管の場所及び方法	
保管責任者の住所、氏名及び職業	

(注) ()内には、埋蔵文化財の保管に係る費用を負担する者を記載すること。

(第7号様式別記)
別記(出土文化財調査)

1 所在地			
2 調査面積			
土地所有者	氏名等：		
	住 所：		
3 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡()		
遺跡の名称		員数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他()		
4 調査の目的	a 学術調査() b 遺跡整備 c 自然崩壊		
調査の契機	d 開発事業：道路 鉄道 空港 港湾 河川 ダム 学校 共同住宅 個人住宅 工場 店舗 住宅兼工場店舗 その他の建物() 宅地 造成 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス・電気・水道 等 農業基盤整備 土砂採集 その他農業() その他開発()		
備 考			
5 調査主体	氏 名：		
	住 所		
6 発掘担当者	氏 名：		
	住 所：		
	経 歴：		
7 着手時期	年 月 日	8 終了時期	年 月 日
9 参考事項			

第 8 号様式（第 7 関係）

出土文化財譲与申請書

第 年 月 日 号

宮城県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名 印

文化財保護法第 107 条及び文化財保護条例第 31 条の規定により、下記 1 の出土文化財について下記 2 により譲与を受けたいので申請します。

記

- 1 譲与申請出土文化財
 - (1) 品名及び数量
 - (2) 発見の場所、遺跡名及び発見の年月日
 - (3) 発見者の氏名及び住所
 - (4) 発見された土地の所有者の氏名及び住所
 - (5) 文化財として認定された年月日
- 2 譲与申請の理由及び譲与後の取扱い
 - (1) 譲与申請の理由
 - (2) 譲与後に保管する場所、施設及び保管方法
 - (3) 保管責任者となる者の氏名、役職及び連絡先
 - (4) その他参考となるべき事項

[添付書類等]

- (1) 文化財保護法第 102 条による文化財認定通知の写し
- (2) 出土状況を示す地図、図面、写真、報告書等の資料
- (3) 申請者が市町村教育委員会である場合は、発見者及び発見された土地の所有者が市町村に対する譲与を了承していることを証する書面
- (4) 申請者が市町村教育委員会以外の発見者である場合は、発見された土地の所有者が発見者に対する譲与を了承していることを証する書面及び発見者が自ら一括して保存・活用するための施設を有しないときは、別添様式による一括保存についての了解があることを明らかにする書面

(別添様式)

出土文化財の一括保存についての了解書

年 月 日

氏名、住所 印
譲与、譲渡又は寄託を受け一括保存の措置を
行う者の氏名、住所(又は機関の名称、代表
者名及び所在地) 印

下記1の出土文化財を下記2のとおり[]に[譲与・譲渡・寄託]し、一括保存することを了解します。

記

- 1 出土文化財の名称等
 - (1) 出土文化財の名称
 - (2) 出土地名
 - (3) 出土年月日

- 2 一括保存の方法
 - (1) 一括保存のため譲与等を行う場合は、譲与等を受ける者の氏名、住所(又は機関の名称、代表者名、所在地)
 - (2) 保管等を行う施設の名称、所在地、規模、構造の概要及び保管責任者
 - (3) 保存、活用の具体的な内容

宮城県発掘調査基準

平成12年4月1日

平成10年9月29日付け庁保記第75号文化庁次長通知「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」の別紙2「記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方」及び平成11年10月21日北海道・東北ブロック発掘調査基準策定部会決定の「北海道・東北ブロック発掘調査基準」に基づき、宮城県の発掘調査基準を以下のように定める。

・工事前の発掘調査を要する場合は次のとおりである。この調査とは記録保存のために行う本発掘調査である。

1. 工事の掘削により埋蔵文化財が破壊される場合である。
2. 掘削が及ばない場合であっても、工事により埋蔵文化財に影響を及ぼす場合や、一時的な盛土や工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす場合である。
3. 恒久的な工作物の設置により、相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる以下の場合である。この取り扱いの詳細については、別表に例示する。

・道路・鉄道等

道路・鉄道・滑走路等にかかる部分及びその施工により以後の発掘調査が不可能になるおそれのある部分が対象となる。ただし、一時的な工事用道路、砂利敷等簡易な構造の農道や私道、単独施工による歩道や植樹帯、高架・橋梁の橋脚以外の部分、道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分等については、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

・ダム・河川等

ダムの堤体及び湛水域、河川の堤防敷及び河川敷、海岸の防波堤及び防潮堤等が発掘調査の対象となる。ただしダムの危険水域、河川の高水敷は埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

・恒久的な盛土整地

盛土等の厚さが2m以上の場合が発掘調査の対象となる。ただし、埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれのある場合は、2m以下でもその対象となる。

・建築物

建築物一般が発掘調査の対象となる。ただし、個人住宅又はこれと同程度以下の規模構造のものについては、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

・駐車場その他の整地舗装

駐車場・イベント広場その他の整地舗装は発掘調査の対象となる。ただし簡易な基礎構造の場合は、埋蔵文化財に影響を及ぼさない限りこれを除く。

・工事立会及び慎重工事の内容と取り扱いは次のとおりである。

1. 工事立会

市町村教育委員会の埋蔵文化財担当職員が、工事の実施中に立ち会うことである。工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合、又は対象地が狭小で通常の発掘調査を実施できない場合に行う。

2. 慎重工事

事業者が慎重に工事を実施することである。工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画され、発掘調査や工事立会の必要ないと判断された場合に行う。

以上の取り扱い決定に関しては、事前に分布調査・試掘調査・確認調査等を実施する場合がある。

発掘調査基準 - 3の取扱い例

事業区分	細分		取扱い	備考
道路	高速道・高規格道・側道・国道 ・県道・市町村道			・ 拡張・改修の既存道路部分及び高架 ・ 橋梁の橋脚以外の部分は除く。
	インターチェンジのループ内			
	サービスエリア・パーキングエリア		・	
	丁専用道・農道・私道・歩道・ 植樹帯		の特例	農道・私道は砂利敷等簡易な構造も の限る。 歩道・植樹帯は単独施工のものに 限る。
鉄道	路線敷			高架・橋梁の橋脚以外の部分で、後 には発掘調査等の立ち入り可能なもの は除く。
	駅舎等関連施設		・	
空港	滑走路			
	建物等関連施設		・	
港湾	埠頭・岸壁			
	建物等関連施設		・	
ダム	堤体・常時満水域			
	危険水域		の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場 合に限る。
河川	堤防・低水敷			
	高水敷		の特例	ダム危険水域に同じ
海岸	防波堤・防潮堤			
学校	校舎・体育館			
	運動場・緑地			
住宅建築	住宅		の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場 合に限る。
宅地造成	宅地			
	道路			
区画整理	住宅地区			
	商工業地区	建物		
		駐車場等		
	道路			
公園・緑地				
建物				
工場	建物			
	駐車場等			
農業関連	ほ場整備	農地・水路		
		農道	の特例	埋蔵文化財に影響を及ぼさない場 合に限る。
	広域農道等			
ゴルフ場	コース			
	建物			
	駐車場			
観光開発	建物等			
	広場・駐車場			
公園	園池			
	建物・広場等		・	
その他開発	駐車場			
	産廃処理場	建物		
		駐車場		
	霊園	墓地		
		建物		
		道路		
駐車場				

3. 文化庁通知類

出土品の取扱いについて

平成9年8月13日 庁保記第182号

文化庁次長から 各都道府県教育委員会教育長あて通知

発掘調査等による出土品に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条（ ）第一項の規定により国庫に帰属した出土品について、「出土文化財取扱要領」（昭和55年2月21日付け文化庁長官裁定）により、出土品のうち国で保有するもの選択基準、法第64条第1項又は第3項の規定に基づく出土品の譲与と譲与後の取扱い、国で保有しているものの貸付け等について定め、これに即して「出土文化財の取扱いについて」の通知（昭和55年2月21日付け庁保記第12号。文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知）により、国が保有した出土品及び譲与された出土品の取扱いについて指導を行ってきたところであります。

しかしながら、近年、出土品は、開発事業等に伴う発掘調査事業量の増大に比例して増加し続けており、既に収蔵されているものも含めて、その取扱いは文化財保護行政上の大きな課題とされております。

このため、当庁では、出土品の取扱いの在り方について、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において検討を行ってきたところでありますが、平成9年2月の同委員会報告「出土品の取扱いについて」（以下「報告書」という。）を踏まえ、出土品全体の取扱いに関し、別紙のとおり「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）を定めました。

ついては、出土品の取扱いに関しては、今後、この「指針」に従い、下記により行うこととしますので、貴教育委員会におかれては、出土品の適切な保存・活用に必要な措置を講ずるとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会その他の関係機関に対し、このことを御伝達の上、出土品の具体的な取扱いに関する指導・調整等につき遺漏のないよう御配慮ください。

なお、この通知により昭和55年2月21日付け庁保記第12号の通知は廃止することとしますので、御承知おきください。

記

1 出土品の取扱いに関する基本的な考え方（「指針」1関係）

出土品の文化財としての取扱いについては、次に掲げる基本的な考え方により、具体的な措置を執ることとされたい。

- (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものと、それ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと。
- (イ) 上記(ア)の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
- (ウ) 出土品の活用については、専用施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず、広範な方途により積極的に行うこと。
- (エ) 法第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、その保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
- (オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

各都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方に従い、以下の各項目について、各地域の歴史的特性等に応じた具体的な基準を定めること等により、出土品の適切な保存・活用を進めることができるよう措置されたい。

2 保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分（「指針」2関係）

(1) 区分に関する基準

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものととの区分については、一定の基準に即して行う必要がある。

したがって、各都道府県教育委員会においては、次に示す諸要素を総合的に勘案し、かつ、各地域の歴史的特

平成16年の法改正により第63条は第104条に改正された。以下引用される条文で第57条は第92条に、第59条は第100条に、第64条は第106条に改正された。また第98条の3については平成11年の法改正により削除された。

性や関連の学問分野等に係る要素を加えて、区分に関する具体的な基準を定めることとされたい。

種類：出土品の種類・性格による分類の要素

時代：出土品が製作され、又は埋蔵された時代の要素

地域：出土品が出土した場所、地方又は歴史的・文化的区域の要素

遺跡の種類・性格：出土した遺跡の種類・性格の要素

遺跡の重要度：出土した遺跡の重要度の要素

出土状況：出土の状況、特に遺構との関係に関する要素

規格性の有無：出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素

出土量：同種・同型・同質の出土品の出土量の要素

残存度・遺存状況：出土品の残存・保存の程度の要素

文化財としての重要性：出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素

移動・保管の可能性：出土品の大きさ・形状・重さ、それによる移動・保管の可能性の要素

活用の可能性：出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

この基準の策定に際しては、前記「報告書」の第2章、2、(2)中の「選択についての標準・方針の要素・視点となる事項」を参照されたい。

なお、この基準については、策定後もその妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。

(2) 区分の対象等

出土品の区分は、現在収蔵・保管が行われているもの及び今後発掘調査等により出土するものを対象とし、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において随時行うことが望ましい。

3 出土品の保管・管理等（「指針」3関係）

(1) 保管・管理に関する基本的な考え方及び方法

(ア) 基本的な考え方

将来にわたり適切に出土品の保存・活用を図り、かつ、保管スペースを効率的に利用していくためには、出土品について、その種類・形状・形態、材質・遺存状況、文化財としての重要性、発掘調査報告書・記録等への登載の有無、整理済み・未整理の別、活用の状況・可能性等の諸要素を総合的に勘案して区分し、その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け、適切かつ合理的に保管・管理を行うことが必要である。

このような出土品の区分とそれに対応した保管・管理の在り方としては、次のようなものが考えられる。

文化財としての価値が高く、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫等とは別の展示・収蔵施設において保管・管理を行うことが考えられる。また、材質・遺存状況において脆弱なもの、特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空気調節などの環境調整のための設備の整った施設において保管・管理を行う。文化財としての価値、活用の頻度等においての区分に次ぐもの

保存及び検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ、収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等、適切な方法で保管・管理を行う。発掘調査報告書に記載されたものとそれ以外のもの、完形品とそれ以外のもの、展示・公開や研究資料としての活用の可能性の大小等の観点で、更に数区分に分けることも考えられる。

文化財としての価値、活用の可能性・頻度が比較的低いもの

必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

この場合、出土品の保管・管理は、必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一か所に一括して保管するという考え方にとられる必要はなく、適切かつ合理的な保管・管理の観点から柔軟に対応することが望ましい。

各都道府県教育委員会においては、上記の基本的な考え方に即し、出土品の適切かつ合理的な取扱いについて、管下の教育委員会等に対する指導等を含め、配慮されたい。

(イ) 適切な保管・管理のための記録の整備・管理

出土品の保管・管理を行う地方公共団体等においては、出土品の適切な管理や活用のため、その名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名、発掘調査報告書への記載状況、保管の主体・場所等に関する記録を作成し、管理する必要がある。

各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿って、出土品の適切な保管・管理について管下の市町村教育委員会その他出土品の保管・管理を行う機関等に対する指導等を含め、配慮するとともに、管下における出

土品の保管・管理状況についての確に把握しておくこととされたい。

なお、地方公共団体等へ譲与された出土文化財については、従来、その滅失、き損、所有者又は所在場所の変更について、都道府県教育委員会を経由して文化庁へ報告することとされていたが、この制度は廃止することとした。

(2) 保管・管理のための施設・体制の整備等

出土品について適切かつ合理的な保管・管理を行っていくためには、地方公共団体等における必要な施設の充実と専門的知識を有する職員による体制の整備を進める必要がある。

出土品の保管・管理施設としては、従来、各地方公共団体において、埋蔵文化財収蔵庫、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センター等が設置されてきているが、当庁では、現在、出土品の保管・管理と展示等の活用のための「埋蔵文化財センター」の建設に対し国庫補助を行っているので、これを活用する等により、今後ともその充実を図ることとされたい。

(3) 出土品の廃棄その他の措置と配慮事項

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については、発掘調査現場から持ち帰らず、あるいは埋納、投棄などにより廃棄することができることとなるが、これらの措置は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において、発掘調査主体、法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による譲与を受けた地方公共団体等が行うこととなる。

これらの措置を執ることについては、後記 4 による広範な活用の方途を検討した上で、なおかつその可能性のない場合に限る等、慎重な配慮が必要であり、特に地方公共団体以外の者による廃棄等は、関係地方公共団体の教育委員会による指導の下に行われる必要があるため、各都道府県教育委員会においてはこの旨留意の上、適切に措置されたい。

また、廃棄その他の措置を執る場合は、後日無用の誤解・混乱を生ずることのないよう、対象の出土品の種類・性格・数量等に応じて、何を、どこにおいて、どのような措置を執ったかの概要に関する記録・資料を作成し、保管しておくことが必要である。

各都道府県教育委員会においては、出土品の廃棄その他の措置を執った管下の市町村教育委員会等から上記の記録・資料の提出を受ける等により、管下における取扱いの状況を把握するとともに、出土品の適切な取扱いの確保のため、必要に応じて適宜指導することとされたい。

なお、地方公共団体等による出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法（明治 32 年法律第 87 号）第 13 条で準用する同法第 1 条の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、法第 98 条の 3 第 1 項で準用する同法第 59 条第 1 項の規定による通知）の時から、法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は、行うことができないので留意されたい。

4 出土品の活用（「指針」4 関係）

(1) 活用に関する基本的な考え方

出土品については、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、国民が様々な機会に種々の方法でこれにふれることができるよう、従来行われている方法による活用を拡充するとともに、出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し、積極的にその広範な活用を図る必要がある。

このような出土品の活用方法の改善・充実については、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等が、次に示す例を参考として、それぞれ有効かつ適切な方途を検討し、実施することが望まれる。

したがって、各都道府県教育委員会においては、出土品の積極的な活用について、出土品の保管・管理を行う管下の市町村教育委員会等に対する指導を含め、配慮されたい。

(ア) 博物館等の展示専用施設における活用の改善・充実

博物館や歴史民俗資料館等の展示専用施設における展示については、発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係を強化し、発掘調査の成果を地域に広く公開するため最新の調査成果を反映した常設展示の更新や速報的な展示の企画等を積極的に進めること。

また、展示の方法としても、出土品の種類によっては、見るだけでなく直接触れることができるようにする等の工夫も必要である。

平成 18 年 6 月 15 日付け法律第 73 号の遺失物法の改正により、第 13 条で準用する同法第 1 条は第 4 条第 1 項に改正された。

(イ) 学校教育における活用の充実

出土品は、子ども達が直接、見て、触れながら、地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料であるため、これを学校教育における「生きた教材」として、一層積極的に活用すること。

この場合、地方公共団体においては、出土品の提供や資料の作成・提供、埋蔵文化財担当専門職員による説明等の協力を行うことも必要である。

(ウ) 地域の住民に対する活用の工夫

市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域の行事への出品、発掘調査の現地説明会における活用等、地域の住民が直接出土品にふれることができる機会を設けること。

(エ) 民間施設を利用した活用

公的な展示専用施設に限らず、例えば発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等、展示専用施設でない民間の施設を有効に利用した活用も積極的に進めること。

(オ) 他の地方公共団体等との連携

出土した地域や地方公共団体内に限らず、相互交換・貸借により、国内の他の地域における展示・公開あるいは研究資料としての活用を図ること。

なお、我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上から、外国における展示・公開等も有益であると考えられる。

(カ) 学術的な活用の推進

出土品は、文化財としての活用のほか歴史学・考古学等の研究資料としての活用の可能性を有するものであり、その研究資料としての活用は、学術の進歩・発展にとっても有効なものであるため、大学、研究機関等における研究活動等における出土品の活用を今後一層拡充すること。

そのためには、各地方公共団体において、大学・研究機関・関係学界との間で、出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保し、出土品を研究資料として提供する等の仕組みを構築することが望ましい。

なお、活用に伴って出土品の交換、譲与、貸出し等を行う場合は、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等において、その種類、数量等必要な事項を記録し、適正な取扱いを確保するよう配慮されたい。

(2) 展示・公開のための施設・体制の整備等

出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため、地方公共団体、特に市町村においては、必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置等による体制の整備を図る必要がある。

また、埋蔵文化財の発掘調査、出土品の収蔵・保管等の拠点となる施設の設置・整備に際しては、発掘調査の成果を住民に還元できるよう、出土品の展示等の活用のための機能にも十分配慮することが必要である。

前記3、(2)の「埋蔵文化財センター」は、このような施設としても有効なものであるため、これを活用されたい。

また、出土品の広範な活用のため、その保管・管理や活用状況について、広報誌・コンピュータ利用の情報ネットワークなどを活用して情報発信を図ることについても配慮されたい。

5 出土品の整理の促進

上記のような出土品の区分、適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行うためには、出土品の整理を行い、その内容等が的確に把握されていることが必要である。

各都道府県教育委員会においては、発掘調査が出土品の整理を経て報告書の作成をもって完了するものであることを十分認識し、現在未整理のまま収蔵されているものを含めて出土品の整理を促進すること、及び出土品の整理作業のための体制や施設の整備・充実を図ることについて、管下の市町村教育委員会その他の発掘調査を行う機関に対する指導を含め、配慮されたい。

6 出土品の国保有（「指針」5関係）

従来から、保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある出土品は、国で保有することとしてきたところである。

出土品の国保有については、これまで出土地の関係地方公共団体の協力を得て進めてきたところであるが、今後とも、全国的視野に立って協力するとともに、管下の市町村教育委員会の協力方につき配慮されたい。

なお、国で保有する出土品の選択基準は、従来どおりである。

7 出土品の地方公共団体等への譲与（「指針」6、7関係）

(1) 地方公共団体への譲与の促進

従前から、国庫に帰属した出土品のうち国で保有することとしたもの以外のものについては、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土品に係る法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合、原則として、法第 64 条第 3 項の規定により、出土地を管轄する地方公共団体に譲与することとしている。

出土品の保存・活用は、各地方公共団体が、その管轄する区域内において発見された出土品の譲与を受け、その責任において行うことが最も適切であるので、各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿い、法第 64 条第 3 項の規定による譲与の申請手続きを進めるよう、管下の市町村教育委員会に対する指導を含め、配慮されたい。

地方公共団体への譲与について、当該出土品の発見者等が法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは、発見者等との間の無用の混乱を避けるためである。したがって、地方公共団体が出土品の譲与を受けようとする場合は、あらかじめ当該出土品の発見者等と連絡をとり、その了承を得ておくことが必要である。

また、工事等に伴う発掘調査その他の場合で、発見者等が企業、個人、法人格を有しない遺跡調査会等出土品の保存・活用を行うに適さないと考えられる者である場合には調査に関する法第 57 条第 1 項の規定による届出又は工事の事業者との間の発掘調査に係る委託契約等の段階で、出土品について、発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等、前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。

(2) 発見者等への譲与

上記(1)による国保有又は法第 64 条第 3 項の規定による地方公共団体への譲与を行うことができない場合については、法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与することとなる。

なお、地方公共団体以外の組織が行った発掘調査による出土品について、当該組織が自ら譲与を受けることを希望する場合は、当該組織が法人格を有する場合に限り、出土地を管轄する地方公共団体が譲与を受けた上で、適切な保存・活用が確保されることを確認の上当該組織に貸与又は再譲与を行う等の措置を執ることとし、その後の保管・管理等についても当該地方公共団体の教育委員会が指導等を行うことが適切であると考えられるので、この趣旨に沿って指導されたい。

(3) 譲与の手続

法第 64 条第 1 項又は第 3 項の規定による出土品の譲与は、別紙様式 1 の「出土品譲与申請書」の提出に基づき行うこととしているので、譲与を希望する者に対し、手続きについての指導等に配慮されたい。

8 国が保有している出土品の貸付け（「指針」8 関係）

国が保有している出土品については、従来から、その出土地等の適切な施設において保管・展示等を行うため、貸付けを行ってきたところであるが、今後も、地方公共団体、博物館、歴史民俗博物館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から借り受けたい旨の申し出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることとしている。

借受けの目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること

当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること

貸付けの期間中、当該出土品が適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

貸付けは、別紙様式 2 の「物品（国保有出土品）借受け申請書」の提出に基づき行うこととしているので、各都道府県教育委員会においては、借受けを希望する者等に対し、その手続き及び当該出土品の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

(別紙)

出土品の取扱いに関する指針

平成 9 年 8 月 13 日

文化庁長官裁定

(出土品の取扱いの基本方針)

1 出土品の取扱いについては、次の基本方針に従い、適切に措置するものとする。

(ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとしてそれ以外のものとに区分し、その区分に応じて取り扱うこと。

(イ) 保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性、活用の状況等に応

じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。

(ウ) 出土品の活用については、広範な方途により積極的に行うこと。

(イ) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）第 63 条第 1 項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第 64 条の規定により、出土品の保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。

(オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

(保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分)

2 将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分は、その種類、性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき、行うものとする。

(出土品の保管・管理等)

3 出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、その種類、性格、活用の状況等を総合的に勘案して、文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの、文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し、それぞれの区分に応じた適切な方法により、適切な施設において保管し、管理するものとする。保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については、廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

(出土品の活用)

4 出土品の活用については、博物館における展示・公開等のほか、学校教育における教材としての利用、住民に身近な施設における展示、研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

(国で保有する出土品の選択基準)

5 国庫に帰属した出土品のうち、次のいずれかに該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。

(ア) 石器、骨角器等旧石器時代に属するもの

(イ) 土器、土製品、石器、骨角器等縄文時代に属するもの

(ウ) 土器、青銅器、鉄器、石器、木製品等弥生時代に属するもの

(エ) 鏡、武器、武具、馬具、装身具、埴輪、石製品、土器等古墳時代に属するもの

(オ) 瓦、貨幣、印章、仏像、経筒、骨壺、墓誌、陶磁器、木簡等歴史時代に属するもの

(譲与)

6 出土品のうち前項に該当し国が保有したものの以外のもので、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第 63 条第 1 項の規定による報奨金の支給又は法第 64 条第 1 項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは、法第 64 条第 3 項の規定により、その出土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、譲与するものとする。

7 出土品のうち前 2 項に規定する取扱いにより国が保有し、又は地方公共団体に譲与したものの以外のもので、法第 64 条第 1 項の規定により発見者等に譲与するものとする。

(国が保有した出土品の貸付け)

8 国が保有した出土品について、地方公共団体、博物館、歴史民俗資料館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和 22 年法律第 229 号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることができるものとする。

(ア) 貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること。

(イ) 当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること。

(ウ) 貸付けの期間中、当該出土品が、適切な知識・技能を有する者により取り扱われること。

(附則)

9 出土文化財取扱要領（昭和 55 年 2 月 21 日文化庁長官裁定）は、廃止する。

埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について

平成 10 年 9 月 29 日 庁保記第 75 号
文化庁次長から 各都道府県教育委員会教育長あて通知

標記のことについては、これまで数次にわたり通知したところであり、貴教育委員会、貴管内各市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会及び関係機関の御努力により、逐次必要な措置が講じられ、各地方公共団体における埋蔵文化財行政の改善・充実が図られてきているところであります。

しかしながら、この数年来、平成 6 年 7 月の規制緩和に関する閣議決定、平成 7 年 11 月の総務庁による勧告等において、埋蔵文化財の保護と開発事業との適切な調整、発掘調査の迅速化、発掘調査に係る費用負担の明確化等が指摘されるなど、埋蔵文化財の保護と発掘調査に関する施策の一層の充実と適切な実施が求められています。

また、当庁では、平成 6 年度から「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成 9 年度においては、埋蔵文化財の把握と周知、開発事業に伴う発掘調査の取扱い等についての調査研究を行い、平成 10 年 6 月、その報告を受けたところであります。

これらの状況を踏まえ、貴教育委員会におかれては、特に下記の事項に留意の上、埋蔵文化財行政の改善・充実に努めるようお願いいたします。また、管内の市町村教育委員会に対しこの趣旨の周知が図られるようお願いいたします。

なお、埋蔵文化財に関する重要な事項については、今後とも、速やかに当庁と連絡を取り、適切に対処するようお願いいたします。

本通知により、昭和 56 年 7 月 24 日付け庁保記第 17 号、昭和 60 年 12 月 20 日付け庁保記第 102 号、平成 5 年 11 月 19 日付け庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」及び平成 8 年 10 月 1 日付けの庁保記第 75 号の「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の各通知は廃止します。

記

1 基本的事項

(1) 埋蔵文化財保護の基本的な考え方

埋蔵文化財は、国民共通の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であり、その地域の歴史・文化環境を形作る重要な要素であることから、基本的には各地域で保存・活用その他の措置を講ずるという理念に基づいて諸施策を進めること。

(2) 埋蔵文化財保護に関する諸施策の推進

埋蔵文化財の保護に当たっては、市町村、都道府県、国それぞれの観点から保護を要する重要な遺跡の条例や法律による史跡指定等の推進、埋蔵文化財行政に係る体制の整備・充実、発掘調査体制・方法の改善等に積極的に取り組むこと。

(3) 開発事業者等への対応の基本

埋蔵文化財に関する開発事業との調整や発掘調査その他の措置に関しては、事業者その他関係者に対し埋蔵文化財保護の趣旨を十分説明し、その理解と協力を基本として進めること。

(4) 関係部局との連携

埋蔵文化財の保護行政は、各地方公共団体における開発担当部局等、教育委員会以外の関係部局との連絡・協調の下に進めること。

(5) 客観化・標準化の推進

埋蔵文化財の保護に関する行政は、保護の対象が地下に埋もれているための確に把握することが困難であり、また、その内容や所在状況がきわめて多様であるため必ずしも定量的な基準に即して行うことに適しない面があるものの、その施策について国民の理解と協力を得るために、可能な限り客観的・標準的な基準を設け、それに即して進めること。

(6) 広報活動等の推進

埋蔵文化財の保護とそのために講ずる諸措置に関しては、発掘調査成果の公開や文化財保護施策に係る広報活動等に積極的に取り組むことにより、埋蔵文化財行政について広く国民の理解を得、その協力によって進めること。

2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について

埋蔵文化財の保護上必要な開発事業との調整、発掘調査等を円滑に進めるには、それらを的確に執行するための体制が必要である。埋蔵文化財保護の体制については、各地方公共団体において、今後とも更に以下の各事項に留意の上、その整備・充実に努められたい。

(1) 地方公共団体における体制の整備・充実

各地方公共団体においては、埋蔵文化財の保護を図るため、史跡の指定等による積極的な保護及びその整備活用、埋蔵文化財包蔵地の把握と周知、開発事業との調整及び発掘調査の実施、発掘調査成果の公開等の広報活動等の多岐にわたる行政を進めることが求められる。

このため、適切な対応能力を備えた十分な数の専門の職員を確保し、それぞれの担当部署への適切な配置に努めるとともに、常時その能力の向上を図る必要がある。

また、専門職員の資質・技能の向上のため、地方公共団体の設置する発掘調査組織等との適切な人事交流を図るとともに、自らの職員、管内あるいは関係の地方公共団体職員を対象とする研修の実施、奈良国立文化財研究所その他が行う研修への職員の派遣などに努める必要がある。

さらに、埋蔵文化財の保護については、人的な体制とともに発掘調査、出土品の管理や活用等の活動の拠点となる施設の整備・充実も必要であることから、今後とも埋蔵文化財センターの建設等を進める必要がある。

(2) 市町村の役割及び体制の整備・充実

埋蔵文化財は地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産であることから、地域の埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村が重要な役割を果たすことが必要である。

このため、埋蔵文化財担当専門職員を配置していない市町村においては、少なくとも埋蔵文化財保護の基本的行政に支障がないよう専門職員の配置を促進することとし、既に専門職員を配置している市町村においても、適切な埋蔵文化財保護行政の執行と経常的な発掘調査の円滑な実施のため、適正な体制の整備・充実を図る必要がある。

なお、小規模な市町村の場合、一定の地域内に所在する複数の市町村が共同して広域の発掘調査組織を設けることも有益である。このような場合には、広域調査組織の設立、運営に当たっての関係市町村間の理解と合意の確保、各関係市町村教育委員会と広域調査組織との連携、職員の採用形態等について十分配慮し、その運営が円滑に行われるよう留意すること。

(3) 都道府県の役割及び体制の整備・充実

都道府県は、大規模な、あるいは複数の市町村にまたがる埋蔵文化財の保護及びこれらに係る開発事業との調整・発掘調査を行い、重要な遺跡の保存・活用等を推進するとともに、管内の市町村における埋蔵文化財保護行政に関する指導・援助及び連絡調整を行うことが求められる。

特に、埋蔵文化財保護の具体的な内容が市町村ごとに大きな差違を生ずることを避け、行政の客観化・標準化を進めるためには、各都道府県教育委員会において、保護の基本となる方針や標準を定め、それを基に管内の市町村を指導することが望ましい。

また、体制の未整備な市町村に係る事業に関して、当面の措置として、発掘調査の緊急性等を踏まえ、自ら発掘調査を実施する等の措置を執り、管内における埋蔵文化財行政に不均衡が生じないように配慮されたい。

このため、各都道府県においては、開発事業との調整や発掘調査等に当たる体制の整備に努めるとともに、保護の基本となる方針や標準を策定し、管内の市町村への指導・援助及び連絡調整を適切に行うための一層の体制の整備・充実に努める必要がある。

なお、市町村と都道府県との役割分担について、従来の区分では適切な対応が困難な場合には、都道府県と市町村で調整の上、区分の在り方を見直すなど、開発事業の内容等と埋蔵文化財行政側の体制の状況に応じた柔軟な対応を行うことにより、発掘調査等の円滑な実施を図ることとされたい。

(4) 地方公共団体間の専門職員の相互派遣

(2)、(3)で掲げた各市町村及び都道府県の基本的な役割を踏まえつつも、増大する開発事業との円滑な調整を図り、埋蔵文化財の適切な保護を図るためには、各市町村及び都道府県が相互に協力して臨むことが必要である。

各地方公共団体の対応能力を超えるような発掘調査事業の臨時的、急激な増加等に対応して円滑な事業の推進を図るためには、都道府県相互間、都道府県と市町村の間あるいは市町村相互間で専門職員を出向・派遣する等の相互支援を行うことが望ましい。このため、次の各事項に留意の上、適切な措置を講ずることとされたい。

都道府県教育委員会においては、管内の市町村における発掘調査事業の動向とこれに対する対応能力等の状況を的確に把握するとともに、体制が不十分な市町村への専門職員の出向・派遣、市町村間の専門職員の出向・派遣の調整等に努める必要があること。

地方ブロック毎の連絡会議等で、各都道府県における発掘調査事業の動向等について情報交換を行い、近隣都道府県間の専門職員の出向・派遣等による相互支援について、検討を進めること。

当庁では、これまで大規模な災害復旧に対応する場合等に都道府県の範囲を超える全国規模の専門職員の派遣等について協力要請を行ってきたが、今後必要に応じて同様の措置を執ることとしたいので引き続き配慮願いたいこと。

(5) 発掘調査を業務とする財団その他の組織・機関のあり方

地方公共団体が設置している発掘調査のための組織・機関は、発掘調査を円滑に進めるために十分な職員体制

と調査のための基本的な機材等を整えるとともに、財政的な基盤を確保する必要がある。

また、各教育委員会は、こうした調査組織・機関による発掘調査であっても、調査に関する指導は教育委員会が行うものであるから、これらの組織・機関との連絡を密にすることが必要である。

(6) 民間調査関係組織の適切かつ効果的な導入

発掘調査への民間調査組織の導入については、地方公共団体における埋蔵文化財保護体制の整備を前提として、導入の形態、導入する範囲等についての明確な方針の下に行う必要がある。この場合、次のような原則によるのが適切である。

(7) 発掘調査に関連する各種の業務について

排土・測量・写真撮影等、発掘調査に関連しこれを支援する業務については、発掘調査の効率的な実施のために有効な場合は、民間の調査支援機関の効果的な導入を図ること。

(4) 発掘調査について

発掘調査についての民間調査組織の導入については、本来当該発掘調査を実施すべき地方公共団体等が一定程度の発掘調査体制を有している場合であって、その発掘調査体制では発掘調査が著しく遅延している場合又は短期的な発掘調査事業の急増により現在の体制では調査の遅延等の事態が生ずることが予想され、他の地方公共団体からの専門職員の派遣その他の支援によっても対応することができない場合に限り、次の要件の下に行うこと。なお、発掘調査への民間調査組織の導入を行うときは、そのことにより地方公共団体の発掘調査体制の整備が遅滞することのないよう十分留意すること。

導入しようとする発掘調査組織は、発掘調査について十分な資質を有する担当職員を備えており、埋蔵文化財の発掘調査を適正に実施する能力を有するものであること。

民間の発掘調査組織の導入は、発掘調査を実施する地方公共団体等の発掘調査体制に組み込む形態で行うものとし、発掘調査組織の選択、発掘調査の実施の管理等は、当該地方公共団体が責任をもって行うこと。

3 開発事業との調整について

埋蔵文化財の保護と開発事業の調整は、事業者の理解と協力の上に成り立つものであることを踏まえ、次の各事項に留意の上、遺漏のないよう措置されたい。

なお、公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る調整については、平成9年8月7日付け庁保記第183号「公共工事の実施と埋蔵文化財の保護に係る連絡調整体制の整備について」により通知したところであり、連絡調整体制の整備等による一層の連携強化に努めていただきたい。

(1) 関係部局との連携体制の確保による計画の早期把握

各地方公共団体における開発事業等に対して指導等の行政を担当する部局との間の連携を強化し、各部局に係る開発事業計画の早期把握と適切な事前調整に努めること。

(2) 事業者との調整

事業者との間で開発事業計画と埋蔵文化財保護との調整を行うに当たっては、次の各事項に留意する必要がある。

事業計画が把握された場合は、速やかに事業者との具体的な調整を開始すること。また、埋蔵文化財に係る調整は、当該事業に係る他の行政上の指導や手続きと並行して迅速に行うこと。

事業者との事前協議に当たっては、事業の計画や実情について十分に知するとともに、埋蔵文化財の保護についてよく説明して理解を得るよう努めること。

埋蔵文化財の範囲や性格等の把握が十分でない場合は、速やかに後述の試掘・確認調査等を行い、これを的確に把握した上で事業計画との調整を行うこととし、調整後に調整内容の変更等の事態を生じないように努めること。

調整により本発掘調査が必要となった場合は、その範囲・調査期間・経費等を提示し、十分に説明し理解を得ること。

事業者との調整の経過等については、逐次記録し、調整の結果は協定書等にまとめること。

(3) 発掘調査の円滑・迅速化

開発事業との調整の結果行われる記録保存のための発掘調査については、効率的に進めるため、次の各事項に留意する必要がある。

試掘・確認調査を積極的に活用し、その結果に基づき調査区の適切な設定や遺跡の性格等に応じた調査体制の編成等に配慮すること。

作業の各段階において土木機械・測量機器を積極的に導入するなどして、その円滑かつ迅速な実施に努める

こと。

事業者との連絡を密にし、調査の行程や進行に支障のない限り工事が並行して実施できるように工夫すること。

4 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知について

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲を的確に把握し、これに基づき保護の対象となる周知の埋蔵文化財包蔵地を定め、これを資料化して国民への周知の徹底を図ることは、埋蔵文化財の保護上必要な基本的な重要事項である。周知の埋蔵文化財包蔵地は、法律によって等しく国民に保護を求めらるるものであるから、その範囲は可能な限り正確に、かつ、各地方公共団体間で著しい不均衡のないものとして把握され、適切な方法で定められ、客観的な資料として国民に提示されなければならない。

このため、都道府県教育委員会においては、平成10年6月の埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会による報告「埋蔵文化財の把握から開発事前の発掘調査に至るまでの取扱いについて」(以下「報告書」という。)の第1章、2を参照の上、次の各事項に留意の上、必要な措置を講ずることとされたい。

(1) 埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲

何を埋蔵文化財とするかについては、次の1)に示す原則に則しつつ、かつ2)に示す要素を総合的に勘案するとともに、地域における遺跡の時代・種類・所在状況や地域的特性等を十分考慮して、各都道府県教育委員会において一定の基準を定めることが望ましい。

なお、埋蔵文化財とする範囲は、今後の発掘調査の進展による新たな発見や調査事例の蓄積、研究の進展により変化する性格のものであるので、上記の基準は適宜合理的に見直すことが必要と考えられる。

1) 埋蔵文化財として扱う範囲に関する原則

おおむね中世までに属する遺跡は、原則として対象とすること。

近世に属する遺跡については、地域において必要なものを対象とすることができること。

近現代の遺跡については、地域において特に重要なものを対象とすることができること。

2) 埋蔵文化財として扱う範囲の基準の要素

遺跡の時代・種類を主たる要素とし、遺跡の所在する地域の歴史的な特性、文献・絵図・民俗資料その他の資料との補完関係、遺跡の遺存状況、遺跡から得られる情報等を副次的要素とすること。

(2) 埋蔵文化財包蔵地の把握と周知の埋蔵文化財包蔵地としての決定

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握は、地域に密着して埋蔵文化財の状況を適切に把握することができる市町村教育委員会が行うこと。

ただし、現在それを実施するための体制の整っていない市町村や埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握や資料の整備が不十分な市町村については、当面、都道府県教育委員会が自ら分布調査等を実施すること、又は市町村教育委員会が分布調査等を実施するよう指導し、必要な助言や援助を行うことが望ましい。

埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲は、これまでに行われた諸調査の成果に加え、今後、埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の把握を目的として行う分布調査、試掘・確認調査その他の調査の結果によつて的確に把握し、常時新たな情報に基づいて内容の更新と高精度化を図ること。

なお、これまで所在のみが把握され必ずしも範囲が明確に把握されていなかった埋蔵文化財包蔵地については、早急に所要の調査等を行い、順次範囲を把握すること。

上記によって把握された埋蔵文化財包蔵地については、都道府県教育委員会が関係市町村の教育委員会との間でその所在・範囲についての調整を行い、周知の埋蔵文化財包蔵地として決定すること。

(3) 周知の埋蔵文化財包蔵地の所在・範囲の資料化と周知の徹底

上記(2)により都道府県教育委員会が決定した周知の埋蔵文化財包蔵地については、都道府県及び市町村において、「遺跡地図」、「遺跡台帳」等の資料に登載し、それぞれの地方公共団体の担当部局等に常備し閲覧可能にする等による周知の徹底を図ること。また、必要に応じて、関係資料の配付等の措置を講ずること。

この資料については、都道府県と市町村が内容として共通のものを保有することとともに、常時最新の所在・範囲の状況を表示できるよう、加除訂正が可能な基本原図を用いることや、コンピュータを用いた情報のデータベース化等、機能的な方法を工夫すること。

なお、資料への表示としては、埋蔵文化財包蔵地の区域は、原則として、その範囲を実線で明確に示すこと。また、遺跡が完全に滅失した地域の表示や遺跡の重要性に応じた表示など、表示方法を工夫することも開発事業者側、文化財保護行政側の双方にとって有効なことと考えられる。

5 試掘・確認調査について

周知の埋蔵文化財包蔵地の適切な範囲の決定、開発事業と埋蔵文化財の取り扱いの調整、あるいはその調整の結果必要となった記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間・経費等の算定のためには、あらかじめ当該埋蔵文化財の範囲・性格・内容、遺構・遺物の密度、遺構面の数と深さ等の状況を的確に把握しておくことが求められる。

また、開発事業に対応して埋蔵文化財の所在地において盛土等を行うに際しても、後述の6(3)のとおり、一定の記録を残しておくことが求められる。

このため、各教育委員会においては、それぞれの目的に応じて必要な知見や情報を得るために、十分な分布調査や試掘調査（地表面の観察等からでは判断できない場合に行う埋蔵文化財の有無を確認するための部分的な発掘調査）、確認調査（埋蔵文化財包蔵地の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査）を行うことが必要である。

各地方公共団体においては、このような試掘・確認調査の重要性及び有効性を十分に認識し、これを埋蔵文化財の保護や開発事業との調整等の仕事の中的確に位置づけ、その十分な実施を確保できる職員の配置等の体制整備を図るとともに、より効率的な試掘・確認調査のための方法の改良等に努める必要がある。

なお、開発事業が計画されている区域において改めて分布調査や試掘・確認調査を行う場合は、事業者その他の関係者の十分な理解を得ておくことが必要である。

6 開発事業に伴う記録保存のための発掘調査等について

(1) 記録保存のための発掘調査の要否等の判断

周知の埋蔵文化財包蔵地における開発事業と埋蔵文化財の取扱いについての調整の結果、現状保存することができないこととされた遺跡については、記録保存のための発掘調査その他の措置を執ることとされているが、どのような取扱いにするかについては、第一にその工事区域が地下遺構の内容や状況等の観点で発掘調査を要する範囲に含まれるかどうか、第二に工事の内容が地下遺構に与える影響の観点で記録保存の措置を必要とする場合に当たるかどうかを判断して定める必要がある。

この2点についての基本的な考え方は別紙1及び別紙2のとおりであるので、各教育委員会においては、これを踏まえ、「報告書」の第3章及び第4章を参照の上、必要な措置を講ずることとされたい。

特に、別紙2の各項に示す事項の中には、実際に適用する上では地域的な特性や従前の取扱いとの関連において更に細目的な基準を必要とするものがあるので、それらについては各都道府県教育委員会において、各地方ブロックで策定された基準又は現在検討中の基準を踏まえる等により工事の種別ごとの取扱い及び数値の適用基準を定めることとされたい。

なお、この適用基準は、埋蔵文化財保護に関する理念の変化や技術的な進歩等に伴って変更されていく性格のものであるから、今後、適切に検討の上、見直しを図っていく必要がある。

(2) 記録保存のための発掘調査範囲の決定

個々の開発事業についてどのような措置を執るか、また、本発掘調査を行う場合の調査範囲については、上記(1)に基づき判断することになるが、試掘・確認調査等により遺跡の性格や内容等を十分に把握した上、専門的な知識及び経験を踏まえて適切に示すことが必要である。このため、都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の意見（試掘・確認調査等が市町村以外の調査機関によって行われた場合にあっては、その結果報告に基づく市町村教育委員会の意見）を聞き、調整の上決定することが適切である。

また、その決定内容については、事業者に対し十分に説明を行い、その理解を得ることが必要である。

(3) 盛土等とその留意事項

開発事業との調整に際しては、建築物等の工作物や盛土の下であつても遺跡等を比較的良好な状態で残すことができ、調査のための期間や経費を節減できる場合には、記録保存のための発掘調査を合理的な範囲にとどめ、盛土等の取扱いとすることを考慮することが必要である。

ただし、この場合も、このような取扱いは埋蔵文化財本来の保存方法として必ずしも適切ではないこと、盛土等の施工後は地形や地貌が大きく変化し周知の埋蔵文化財包蔵地であることを実態上把握しにくくなり、試掘・確認調査等を行うこともかなり困難になること等を認識し盛土等の施工以前に、地下に残る埋蔵文化財の位置と範囲、遺跡の内容・性格等を記録しておく必要がある。そのために事前にその目的に即した試掘・確認調査を行うこと等が必要である。また、盛土等の処理に関する協議・調整、それに伴う踏査、試掘・確認調査及び工事の具体的な範囲・内容等の記録を適切に保管・管理する仕組みと体制を整備するとともに、将来、別の開発事業に際してその存在を見落とされるなどのことのないよう、関係事業者や土地所有者等に周知徹底する措置も必要である。

7 発掘調査の経費等について

(1) 発掘調査経費負担に関する理念・根拠

埋蔵文化財は、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民共有の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいものであるが、開発事業等が計画されたことによりこれを現状のまま保存することができなくなった場合、少なくとも、発掘調査によって当該埋蔵文化財の記録を保存することとし、この場合、当該埋蔵文化財の現状による保存を不可能とする原因となった開発事業等の事業者に対しその経費負担による記録保存のための調査の実施を求めることとしている。

このような開発事業等の事業者の経費負担による発掘調査の実施は、文化財保護法第 57 条の 2 第 2 項()による指示等及び「埋蔵文化財関係の事務処理の迅速適正化について（昭和 56 年 2 月 7 日付け庁保記第 11 号）による各都道府県教育委員会の指導に基づき行われているものである。

(2) 事業者負担を定める発掘調査経費の範囲等

開発事業等に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関して開発事業等の事業者を経費の負担を求めるのは、発掘調査作業に要する経費（機械器具の借損料、立入補償費等を含む。）出土文化財の整理等に要する経費（応急的な保存処理のための費用を含む。）報告書作成費等である。

なお、開発事業等の事業者負担を定める経費の積算に当たっては、当該開発事業に伴う埋蔵文化財の記録保存のために必要な範囲にとどめる等、その節減に努める必要がある。

(3) 発掘調査経費・期間の積算基礎の策定等

開発事業等に伴う発掘調査の経費及び期間については、各地方ブロックごとの標準的な積算基礎の策定が完了したところであるが、今後、標準的な積算基礎の具体的な事案への適用を進めるとともに、必要に応じ、より広範囲の事業に対応できる実用的な内容への補完・改訂等を検討することとされたい。

また、開発事業者と発掘調査経費について協議する際には、経費の具体的な積算根拠等について十分説明し、その理解を得る必要がある。

8 発掘調査成果の活用等による保護の推進

- (1) 埋蔵文化財の保護については、広く国民の理解を求め、その協力によって進めることが肝要であることから、各地方公共団体及び関係の機関において、発掘調査現場の公開調査成果のわかりやすい広報、出土品の展示、その他埋蔵文化財保護に関する事業の実施を積極的に進めることとされたい。なお、出土品については、平成 9 年 8 月 13 日付け庁保記第 182 号「出土品の取扱いについて」を踏まえ、その積極的な活用に努めることとされたい。
- (2) 発掘調査終了後は、可能な限り速やかに調査結果の客観的資料化を行い、発掘調査報告書の早期作成とその公表に努めることとされたい。

平成 16 年の法改正により第 57 条の 2 は第 93 条に改正された。

別紙 1

発掘調査を要する範囲の基本的な考え方

- (1) 遺構の所在する場所によっては、遺構が単独の場合は個々の遺構のみを範囲とし、遺構が歴史的な意味あいを持つ群をなす場合はその群全体の範囲（外側の遺構を順次結んで囲まれる範囲）とすること。
- また、ごく少数の遺構が互いに離れて存在する場合は、各遺構のみを範囲とするか、これらを含む区域全体を範囲とするかは、その遺跡の時代や歴史的意味・性格等を考慮して判断すること。
- 遺跡の中の空閑地については遺跡の時代や性格等を考慮し、広場等歴史的意味があると考えられる場合は、原則として遺構の範囲に含めること。祭祀遺物が分布する区域あるいは廃棄された遺物が集積する区域等のように、顕著な遺構がなくとも出土状況に意味のある遺物が所在する範囲は、遺構に含めること。
- (2) 遺物包含層のみの場合は、遺物の出土状況に基づいて、一定の量の遺物がまとまって所在する区域を範囲とし、遺物が散漫に所在する区域は範囲から除外すること。
- ただし、出土状況の判定に当たっては、地域性や遺跡の時代・性格等を十分に考慮する必要があり、遺物の出土が散漫な区域であっても地域や時代性等の特性（例えば旧石器時代や縄文時代草創期等、本来遺物が多量に出土することの希な時代の場合）を考慮して範囲に含めるかどうかを判断すること。
- (3) 規格性のある区画や類似する構成・性格の遺構が連続しており一部の遺構の在り方から全体が推定できる場合（例えば田畑及び近世の都市・集落等を構成する道路・本樋・側溝等）は、地域性、遺構の残存状況（現在の市街地との重複等）、発掘調査で得られる情報の内容、考古学的情報以外の資料から得られる情報（古文書等の資料の有無）等の諸要素を総合的に勘案し、本発掘調査を要する範囲を判断すること。

別紙 2

記録保存のための発掘調査その他の措置を行う場合の基本的な考え方

(1) 工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方

工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。

掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。

埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがあるかどうかは、埋蔵文化財の所在する地域ごとの地質・土壌条件、工事の規模等を勘案し、個々に判断せざるを得ないものであるが、同一地域の同規模の工事に対し、その判断に不均衡が生じることは適切ではないので、都道府県教育委員会において、具体的な工事の規模（盛土の厚さ等）や保護層（工事の施工に際して埋蔵文化財を保護するために設ける一定の厚さの土層、樹脂等による緩衝層）の要否とその程度についての適用基準を定めることが望ましいこと。

恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。これを事業の種類ごとに、工事の性質・内容に即して、当該工作物の設置あるいは盛土の施工後であっても必要な場合は発掘調査が可能か否かの観点から具体的に示すと、次のとおりである。

道路等 次に掲げるもの以外は、発掘調査の対象とすること。

- (ア) 一時的な工事用道路、道路の植樹帯、歩道等
- (イ) 高架・橋梁の橋脚を除く部分
- (ウ) 道路構造令に準拠していない農道、私道
- (エ) 道路の拡幅・改修の場合の既存道路部分

ただし、上記のものについても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

鉄道については、道路に準じて取り扱うこと。

ダム・河川 ダムについては堤体及び貯水池、河川については堤防敷及び河川敷内の低水路は 発掘調査の対象とすること。

ただし、ダム貯水池のうちの常時満水位より高い区域と河川の高水敷については、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地か埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

恒久的な盛土・埋立 盛土・埋立については、その施工後の状況が、必要な場合は発掘調査が可能なものかどうか等の観点で、個々の事業に即し、発掘調査が必要か否かを定めることとする。

ただし、都道府県教育委員会の定める適用基準により、あらかじめ盛土等の厚さの標準を定めておくことができるものとする。この場合、現在の掘削工法の限界、従前の例等から、盛土等の厚さの標準は2～3メートル程度が適当である。

なお、野球場・競技場・駐車場等についても、都道府県教育委員会の定める適用基準により、施設としての将来的な利用計画及び地下埋設物・付帯施設の設置計画の有無・内容等を考慮して発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

建築物 建築物については、規模・構造・耐用年数等において上記の工作物に比べ比較的簡易なものが多いため、原則として発掘調査の対象とはしないこと。

ただし、その規模・構造・耐用年数・将来の利用計画等の観点で、都道府県教育委員会の定める適用基準により、発掘調査の対象とするか否かを定めることができる。

(2) いわゆる「工事立会」、「慎重工事」を要する場合の基本的な考え方

発掘調査を要しない場合で、いわゆる「工事立会」、「慎重工事」の措置を必要とする場合とその内容は、次の基本的な考え方によること。

対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合には、工事の実施中地方公共団体の専門職員が立ち会うものとする。

なお、その際、遺構が確認される等のことがあった場合はその記録を採る等適切な措置を講ずること。

遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合は、埋蔵文化財包蔵地において工事を行うものであることを認識の上慎重に施工し、遺構・遺物を発見した場合は地方公共団体と連絡をとるよう求めるものとする。

埋蔵文化財の発掘調査に関する事務の改善について

平成 12 年 11 月 17 日 庁保記第 236 号

各都道府県教育委員会教育庁あて 文化庁長官通知

今般、埋蔵文化財の一部の学術調査において、事実のねつ造という極めて重大な行為が行われたことが判明しました。これは埋蔵文化財の発掘調査に対する国民の信頼を著しく損なうものであり、誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は、我が国と全国各地の歴史や文化の成り立ちを理解する上で欠くことのできない国民共有の貴重な歴史的財産であるとともに、将来の文化の向上・発展の基礎をなすものであり、埋蔵文化財の発掘調査及び出土品の取扱いについては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号。以下「法」という。）に基づき、適正に行われる必要があります。

埋蔵文化財の発掘調査に関する事務及び出土品の取扱いについては、これまでもその適正化をお願いしてきたところですが、今回の経緯を受け、改めてその改善を図る必要があると考えられます。

については、平成 12 年 4 月から、法第 57 条第 1 項（ ）の規定による埋蔵文化財の発掘調査に関する届出に係る事務は、法第 99 条第 1 項第 6 号及び文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条第 1 項第 5 号の規定により、原則として都道府県教育委員会が行うこととされたことを踏まえ、各都道府県教育委員会におかれては、下記の事項に十分留意の上、埋蔵文化財保護行政の適切な事務処理に当たっていただくようお願いします。

記

1 発掘調査の目的、調査体制等について

法第 57 条第 1 項の規定による発掘調査の届出を受理したときには、次の事項に基づき、適切であるかどうかについて確認することが必要であること。

(1) 発掘調査の目的等

発掘調査の目的が埋蔵文化財の保護の観点から適切なものであるとともに、当該調査の目的に照らして発掘調査の対象範囲、規模、調査体制、調査期間、調査方法等が適切なものであること。

(2) 調査主体及び発掘担当者

調査主体

調査主体となる個人又は組織が、次のすべての事項に該当する者であること。

ア 計画されている発掘調査全体を適切に行い、完了させることができ、かつ、発掘調査報告書を適切に作成できる専門的な能力を有している者あること

イ 発掘調査結果の評価・公表及び遺跡や出土品の保護・活用を適切に図ることができる者であること

ウ 過去に調査主体となった発掘調査報告書を適切に作成している者であること

発掘調査担当者

発掘調査担当者が、次のすべての事項に該当する者であること。

ア 専門的知識・技術の面で、調査の対象となる遺跡について発掘調査を実施するのに十分な能力と経験を有し、発掘調査の現場の作業を掌握して発掘調査の全工程を適切に進行させることができるとともに、発掘調査報告書を適切に作成できる者であること

イ 過去に発掘調査担当者となった遺跡の発掘調査報告書を適切に作成している者であること

複数の発掘調査に従事する調査主体・発掘担当者

複数の届出において、同一個人又は組織が、期間の重複する複数の発掘調査における調査主体又は発掘担当者として記載されている場合には、それぞれの発掘調査結果を対比した結果、それらすべての発掘調査が適切に遂行され得るものであること。

(3) 客観性を確保するための仕組み

発掘調査の目的・規模等にかんがみ、その必要性に応じて、発掘調査についての客観性を確保するための第三者による検証の仕組みが設けられていること。

また、その仕組みが、構成・規模・専門分野等の観点から適切なものであること。

2 必要な事項の指示について

受理した届出及び上記 1 により確認した内容によっては、法第 57 条第 2 項の規定により、次のような事項を指示することが必要であること。

平成 16 年の法改正により第 57 条は第 92 条に改正された。以下引用される条文で第 58 条の 2 は第 99 条に、第 99 条は第 184 条に改正された。

なお、発掘調査が適切に行われていない等の事情が判明した場合などには、発掘調査開始後であっても指示を行うことが必要であること。

(1) 発掘調査計画の是正

発掘調査の対象範囲や規模に比べて調査体制が十分でないなど、届出に係る発掘調査の目的、対象範囲、規模、調査体制、調査期間、調査方法等の発掘調査計画が適切でない認められる場合は、その計画内容を是正して発掘調査を実施すること。

(2) 客観性を確保するための仕組みの設置等

発掘調査の対象となる遺跡の性格・内容や重要性等の観点から必要であると認められる場合には、発掘調査の計画及びその実施、遺跡の保存・活用、出土品を含む遺跡の評価等についての客観性を確保するため、調査主体において、学識経験者や地方公共団体の専門職員等の第三者により構成される委員会を組織するなど、検証の仕組みを設けること。

(3) 発掘調査報告書等の提出

発掘調査が適切に実施されているかどうかを把握するため、発掘調査の結果については、その概要報告書を調査終了後すみやかに、また、調査の過程、調査方法、調査成果等を客観的に示した内容の発掘調査報告書を発掘調査の内容等に応じて定めた一定の期間内に提出すること。

発掘調査が複数の年次にわたり行われるためその進捗状況を把握する必要があると認める場合には、各年度終了後すみやかに当該年度における概要報告書を提出すること。

3 出土品の適切な取扱いについて

発掘調査による出土品については、次の事項について、適切な取扱いを確保することが必要であること。

(1) 遺失物法による手続

発掘調査による出土品については、調査主体に対して、遺失物法による埋蔵物としての警察署長への提出を適切に行う必要があることを徹底すること。

(2) 公的機関による一括保管

出土品の散逸を防ぎ、その確実な保護を行うため、可能な限り地方公共団体その他の公共機関が一括して保管できるようにすること。

(3) 出土品の貸出

都道府県に帰属した出土文化財を研究資料として貸し出す場合は、その種類・数量等必要な事項を記録するとともに、貸出者に預り証を提出させるなどの所要の手続を徹底すること。

4 事務に当たっての留意事項について

上記 1 から 3 までのほか、都道府県教育委員会において、埋蔵文化財の発掘調査に関する事務を行うに当たっては、次の事項について留意することが必要であること。

(1) 第三者からの意見聴取

上記 1 の確認及び 2 の指示にあたっては、遺跡の性格・内容、重要性や是正すべき計画内容等にかんがみ必要があると認める場合は、学識経験者・専門家等により構成される委員会を設けるなど、第三者の意見を聞く機会を設けるようにすること。

(2) 報告書・出土品の公開

提出を受けた発掘調査の概要報告書・発掘調査報告書や保管した出土品については、文化財として活用することや歴史学・考古学等の研究資料として活用することが望まれるものであり、埋蔵文化財センターや博物館などにおいて積極的に公開する必要があること。

5 地方公共団体が施行する発掘調査について

法第 58 条の 2 の規定により都道府県教育委員会が施行する埋蔵文化財の発掘調査についても、上記 1 から 4 までの趣旨を踏まえ、適宜改善を図る必要があること。

6 市町村教育委員会への周知

都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会に対しても、上記 1 から 5 までの内容について、周知

を図る必要があること。

また、域内で行われている発掘調査が適切に行われているかどうかについて把握するため、市町村教育委員会と十分に連絡を取り合う必要があること。

埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の適切な保管・管理について

平成 15 年 1 月 20 日 14 財記念第 107 号

各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁文化財部記念物課長通知

近年火災により埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の保管・管理施設（以下、「出土品等の保管施設」という。）が連続して全焼したことを受けて、平成 14 年度都道府県文化財保護行政担当者会議（平成 14 年 10 月 31 日・11 月 1 日開催）において、出土品等の保管施設の防災等について特に注意を促したところですが、平成 14 年 12 月 29 日北海道南茅部町の同町埋蔵文化財調査団事務所において火災が発生し、大きな被害が生じたことは、誠に遺憾であります。

埋蔵文化財は我が国の文化の成り立ちを物語る貴重な歴史的財産であり、発掘調査によって得られた出土品や図面・写真等の記録類は、適切に保管し、活用することが必要です。出土品の保管施設の火災は、遺跡から得られた貴重な歴史的財産及び情報を滅失させ、埋蔵文化財の保護上、極めて重大な損失となります。

このため、各教育委員会におかれては、下記の事項に留意の上、これらの施設における火災の発生を防止し、出土品・記録類の適切な保管管理を行うようお願いいたします。また、貴管下の市町村（特別区を含む）の教育委員会その他の関係機関に対し、本通知の趣旨を周知するとともに、各教育委員会等における出土品・記録類の保管状況を確認くださるようお願いいたします。

記

1 当面必要な措置

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）を遵守し、消防当局の指導のもと、火災の早期発見・初期消火に必要な管理者・消防用設備等を出土品等の保管施設に適切に配置・設置すること。
- (2) 消防当局の協力を得ながら、出土品等の保管施設の消防用設備等の保守点検を行うこととともに、高熱施設、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検整備を行うこと。特に、旧校舎等の木造施設やプレハブ施設を出土品等の保管施設に当てている場合には、これらが火災に極めて弱いものであることを認識し、入念に行うこと。
- (3) 自衛防災組織の充実強化に努め、休日や夜間など、出土品等の保管施設に十分な人員がいない場合の対策を講じること。
- (4) 図面・写真等の記録類は火災に特に弱いばかりでなく、消火活動により被害を被ることも予想されることから、電子媒体の活用等によりバックアップデータをとるなど、保管収蔵方法の工夫を行うこと。

2 今後の課題

- (1) 出土品・記録類の適切な保管・管理を行うために、各地方公共団体において、必要な設備を有する恒久的な出土品等の保管施設の整備に努めること。なお、文化庁では埋蔵文化財センターの建設に対して、補助金の交付を行っているので、その活用などを通じて、施設の充実を図られたい。
- (2) 「出土品の取扱いについて」（平成 9 年 8 月 13 日付け庁保記第 182 号文化庁次長通知）を参考に、保存活用の必要性に基づいた出土品の区分を行い、それに応じた保管・管理を行うこと。その際、文化財としての価値が高く活用の機会が多いと判断されるものについては、特に管理に万全を期すこと。
- (3) 出土品・記録類の保管・管理については、今後更に文化庁において検討のうえ、その適切な在り方について周知することを予定していること。